

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

新潟市地域防災計画〔本編〕 修正意見 新旧対照表

詳細資料1

(防災会議資料)

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
1	全		恐れ	おそれ	心配、懸念の意のため、ひらがな書きで表記	防災課
2	全		避難準備情報 避難指示	避難準備・高齢者等避難開始 避難指示(緊急)	国ガイドライン修正に伴うもの	危機対策課
3	全		食糧	食料	「食糧」が穀物の意、「食料」が食物全般の意を持つ。防災計画では後者の意味合いで用いられているため	防災課
4	7	6	サ 避難準備情報の発表並びに…	サ 避難準備情報の発令並びに…	避難勧告等に関するガイドライン、他政令市の状況を考慮し、発令と修正	防災課
5	7	下から8	シ 被災要援護者に対する相談、 <u>援護</u>	シ 被災要配慮者に対する相談、 <u>支援</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
6	8	1	ア 避難誘導、被災者の救出その他人命保護 イ 交通規制、緊急交通路の指定及び緊急通行車両等の確認 ウ 行方不明者の調査及び死体の検視 エ 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置	ア 災害情報の収集・伝達 イ 避難の措置 ウ 救出・救助 エ 交通の確保 オ 警戒区域の設定 カ 行方不明者の捜索 キ 死者の身元確認 ク 犯罪の予防・取締り ケ 被災者等の安心感を醸成するための広報及び住民対策 コ その他災害警備活動上必要な警察活動	県警察文書に警察の行う「災害警備活動」として記載	警察本部警備第二課
7	10	18	(イ) 災害時における <u>広報活動</u>	(イ) 災害時における <u>必要な情報の放送</u>	報道機関でもある放送機関に「広報活動」という用語が適切でない。「放送法」の主旨により沿った表現とする。	NHK新潟放送局
8	10	20	(ア) 高速自動車国道の防火管理	(ア) 高速自動車国道の防災管理	新潟県地域防災計画の語句に合わせた修正。	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
9	11	17 20 23 26 29	(イ) 災害時における <u>広報活動</u>	(イ) 災害時における <u>必要な情報の放送</u>	No.7の修正により、放送機 関の表現を統一	防災課
10	12	2 5 8 11	(イ) 災害時における <u>広報活動</u>	(イ) 災害時における <u>必要な情報の放送</u>	No.7の修正により、放送機 関の表現を統一	防災課
11	19	下から4	(ウ) 河川水位上昇により、中央区を除く7区に避難勧告等を <u>発表し</u>	(ウ) 河川水位上昇により、中央区を除く7区に避難勧告等を <u>発令し</u>	避難勧告等に関するガイド ライン、他政令市の状況を 考慮し、発令と修正	防災課
12	20		第6節 被害想定	第6節 被害想定 ※別紙1 参照	防災基礎調査報告書をもと にした追記	防災課
13	27	下から8	(3) <u>災害時要援護者の安全確保への啓発</u> 介護者や地域住民に対して、 <u>災害時要援護者の安全確 保</u> ・・・	(3) <u>要配慮者の安全確保への啓発</u> 介護者や地域住民に対して、 <u>高齢者、障がい者、外国 人、乳幼児など要配慮者の安全確保</u> ・・・	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
14	28	28	2 <u>災害時要援護者等に対する防災知識の普及</u> ・・・乳幼児など <u>災害時要援護者の安全確保</u> を図るた め、 <u>災害時要援護者向けのパフレット</u> や・・・(第2部第 1章第15節「 <u>災害時要援護者安全確保計画</u> 」参照)	2 <u>要配慮者等に対する防災知識の普及</u> ・・・乳幼児など <u>要配慮者の安全確保</u> を図るため、 <u>要配 慮者向けのパフレット</u> や・・・(第2部第1章第15節「 <u>要 配慮者安全確保計画</u> 」参照)	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
15	29	16	<u>ジュニアレスキュー隊育成講習会への参加</u> や防災への理解を 深めるとともに、	(削除) 防災への理解を深めるとともに、	・ジュニアレスキュー隊育 成講習会は現在実施されて いない。	中央区総務 課
16	33	2	・・・ <u>災害時要援護者名簿に基づいた災害時要援護者の所 在</u> ・・・	・・・ <u>避難行動要支援者名簿に基づいた避難行動要支援者の 所在</u> ・・・	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
17	33	下から2	<u>援護体制の整備</u> ・・・	<u>避難支援体制の整備</u> ・・・	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
18	34	10	(2) ～救出救護、 <u>災害時要援護者対応</u> 、 <u>避難誘導</u> 等の応急対 策に関する <u>こと</u> 。	(2) ～救出救護、 <u>要配慮者対応</u> 、 <u>避難誘導</u> 等の応急対策に関 する <u>こと</u> 。	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
19	35	1	6 <u>災害時要援護者への対応</u> ～障がい者等の <u>災害時要援護者</u> に対して避難誘導等を行 えるよう、～	6 <u>要配慮者への対応</u> ～障がい者等の <u>要配慮者</u> に対して避難誘導等を行えるよ う、～	災害対策基本法と用語の統 一を図るための修正	防災課
20	35	22	・・・小学校区単位を基本とする。 ただし、組織の状況によっては・・・	下線部分を挿入 ・・・小学校区単位を基本とする。 <u>同じ避難所の利用が想定され る自主防災組織が複数ある地域では、合同の避難所運営訓練 を行う。</u> ただし、組織の状況によっては・・・	平成29年度からの新設をめ ざす助成制度の根拠とする ため。	中央区総務 課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
21	46	最下行	(3)道路の整備 防災効果の高い広幅員の道路を重点に、新設や拡幅整備をす るほか、必要な道路の補修を・・・。	(3)道路の整備 防災効果の高い広幅員の道路の新設や拡幅整備をはじめ、必 要な道路の補修を・・・。	整備する道路は、必ずしも 広幅員の道路のみでないた め。	道路計画課
22	47	30	これらの港湾施設の周辺に避難緑地等の多目的な利用が可 能なオープンスペースの機能的な整備を促進し、状況に応じ て緊急物資の保管施設、通信情報施設、復旧工事基地、ガレ キの仮置・処分場など、早期復興のために有効に活用できる よう計画的に整備を促進していくことが重要である。  このため、港湾施設の耐震性強化の促進及び避難緑地等の 機能的な整備について、関係機関に強く働きかけるととも に、災害時には、これらの港湾施設が緊急輸送ネットワーク 上の拠点施設として円滑に機能するよう情報伝達システムを確立 し、関係機関等と相互に連携を図りながら応急復旧活動に取 組めるよう体制を整える。	これらの港湾施設の周辺に災害時避難地として機能する緑 地等の多目的な利用が可能なオープンスペースの(削除)整 備を促進し、状況に応じて緊急物資の保管施設、通信情報施 設、復旧工事基地、ガレキの仮置・処分場など、早期復興の ために有効に活用できるよう計画的に整備を促進していくこ とが重要である。  このため、港湾施設の耐震性強化の促進及び災害時避難地 として機能する緑地等の(削除)整備について、関係機関に 強く働きかけるとともに、災害時には、これらの港湾施設が 緊急輸送ネットワーク上の拠点施設として円滑に機能するよ う情報伝達システムを確立し、関係機関等と相互に連携を図り ながら応急復旧活動に取組めるよう体制を整える。	・機能的が示す具体的な内 容がわかりづらいため修正 ・港湾法において「避難緑 地」と言う定義がないこと から修正	北陸地方整 備局 新潟 港湾・空港 整備事務所 沿岸防災対 策室
23	51	3	2 施設面の災害予防 水道施設ごとに～～～水道施設の震災予防対策を推進す る。	2 施設面の災害予防 水道施設ごとに～～～水道施設の災害予防対策を推進す る。	当該節の構成による	水道局 経 営管理課
24	53	27	4 災害時連絡体制の確立 新潟市地域防災無線を拠点施設～～～積極的に活用して いく。	4 災害時連絡体制の確立 新潟市防災行政無線を拠点施設～～～積極的に活用して いく。	用語が誤っていたため	水道局 経 営管理課
25	55	7	7 防災広報活動 (3) 医療施設等への周知 医療施設、福祉施設等に対し、震災直後における～～～ 周知を徹底する。	7 防災広報活動 (3) 医療施設等への周知 医療施設、福祉施設等に対し、災害発生直後における～ ～周知を徹底する。	当該節の構成による	水道局 経 営管理課
26	56	16	イ 移動系 (ア) 防災行政波 防災行政波は、本庁、区役所及び出張所等において 150MHz帯又は400MHz帯を利用し、	イ 移動系 (ア) 防災行政波 防災行政波は、本庁、区役所及び出張所等において 150MHz帯(削除)を利用し、	400MHz帯が廃止したた め。	危機対策課
27	56	33	高所監視カメラ	高所(削除)カメラ	字句修正	指令課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
28	57	17	<p>(6) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 県防災行政無線は、新潟県が無線施設等を整備し、市町村は運用を行うもので、多重無線及び通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を利用して、県庁、県地域機関、市町村役場、消防本部等の間を相互に結ぶものである。また、地域衛星通信ネットワークでは総務省消防庁をはじめ、他県の自治体との通信も可能である。</p> <p><u>県47局、県内市町村34局、国4局、消防本部19局</u></p>	<p>(6) 県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク） 県防災行政無線は、新潟県が無線施設等を整備し、市町村は運用を行うもので、多重無線及び通信衛星（地域衛星通信ネットワーク）を利用して、県庁、県地域機関、<u>自衛隊</u>、市町村役場、消防本部等の間を相互に結ぶものである。また、地域衛星通信ネットワークでは総務省消防庁をはじめ、<u>他都道府県</u>の自治体との通信も可能である。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>自衛隊もネットワークに含まれる 各機関の局数は正確な数値が不明なため削除する</p>	危機対策課
29	57	33	<p>(10) アマチュア無線の活用 災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部事務局に市役所アマチュア無線を開局する。 <u>無線従事者には、市アマチュア無線クラブ会員の中から適任な職員を充てる。（コールサインは、JaφYZG）</u></p> <p>(11) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） オ 緊急告知FMラジオ カ テレビデータ放送 キ Lアラート</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(10) その他手段の活用 緊急情報をより早くより確実に市民へ伝達するために、情報伝達手段の多重化を推進する。 ア ホームページ イ にいがた防災メール ウ 緊急速報メール エ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） オ 緊急告知FMラジオ <u>(削除)</u> カ Lアラート</p>	<p>・市アマチュア無線クラブの会員数が減少し、現在ほぼ活動を休止しているため（10）の項目を削除し、その他手段の活用を繰り上げる。 ・（11）カのテレビデータ放送が、平成28年度で契約を打ち切るため削除。</p>	危機対策課
30	60	21	新潟市消防局現勢分布を資料編 表2-1-10-1に示す	新潟市消防団現勢分布を資料編 表2-1-10-2に示す	字句修正	警防課
31	60	28	資料編 表2-1-10-1に示す	資料編 表2-1-10-3に示す	字句修正	警防課
32	62	11	実施担当 消防局 県警察	実施担当 消防局 防災関係機関 県警察	県警察は関係機関であるため。	危機対策課
33	72	5	実施担当 危機管理防災局・・・各区役所 県 新潟市医師会	実施担当 危機管理防災局・・・各区役所 防災関係機関 県 新潟市医師会	県、新潟市医師会は関係機関であるため。	危機対策課
34	72	下から2	(ウ) 災害時要援護者用の備蓄	(ウ) 要配慮者用の備蓄	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
35	73	1	～として「紙おむつ」「哺乳瓶」等災害時要援護者に配慮した～	～として「紙おむつ」「哺乳瓶」等要配慮者に配慮した～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
36	73	18	～並びに第3部第2章第10節	～並びに第3部第1章第20節	各節統合による修正	防災課
37	73	下から5	<u>4 防災資機材の確保</u> <u>区役所等に備える防災資機材</u> <u>ア 救出救助用資器材</u> <u>ジャッキ・大バール・のこぎり・斧・両口ハンマー・トビ・</u> <u>ボルトクリッパー</u> <u>イ 保管場所</u> <u>本庁、各区役所、各出張所</u> <u>5 その他応急対策用資機材の確保</u> <u>(略)</u> <u>6 市民及び事業所の役割</u> <u>(略)</u>	<u>(削除)</u> <u>4 その他応急対策用資機材の確保</u> <u>(略)</u> <u>5 市民及び事業所の役割</u> <u>(略)</u>	各区役所が各防災資機材を保有していないため削除	防災課
38	77		第2部第1章第15節 <u>災害時要援護者安全確保計画</u>	第2部第1章第15節 <u>要配慮者安全確保計画</u> ※別紙2 参照	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正 現状に合わせ修正 (平成28年度、多言語表示シート配備済み)	防災課 国際課
39	88	12	<u>・耐震設計の実施</u> <u>・液状化対策の検討</u>	<u>(削除)</u>	「2 耐震設計及び液状化対策」において記載があるため削除	防災課
40	88	14	<u>2 地震時における下水排除・処理機能を確保するため、管渠、処理場、ポンプ場の新設・改築にあたり耐震性を備えた設計を行うとともに液状化対策について検討する。</u> <u>・耐震設計の実施</u> <u>・液状化対策の検討</u>	<u>2 耐震設計及び液状化対策</u> <u>地震時における下水排除・処理機能を確保するため、管渠、処理場、ポンプ場の新設・改築にあたり耐震性を備えた設計を行うとともに液状化対策について検討する。</u>	項目整理	危機対策課
41	88	18	<u>3 既存施設の機能を確保するため、計画的に点検を実施し、必要な箇所について、予防対策を検討する。</u> <u>・処理場、ポンプ場施設の計画的な耐震診断の実施</u> <u>・必要に応じた予防対策の検討</u>	<u>3 予防対策</u> <u>既存施設の機能を確保するため、計画的に点検・耐震診断を実施し、必要な箇所について、予防対策を検討する。</u>	項目整理	危機対策課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
42	88	26	<p>5 市民と地域、事業所の役割</p> <p>(1) 市民と地域の役割</p> <p>ア 各家庭において～携帯トイレの備蓄に努める。</p> <p>イ 市民は、～コミュニティの形成に努める。</p> <p>ウ 地震発生後には、～努める。</p> <p>エ 下水道施設等の復旧に協力するよう努める。</p> <p>(2) 事業所の役割</p> <p>ア 地震発生から～携帯トイレの備蓄に努める。</p> <p>イ 災害時には、～努める。</p> <p>ウ 下水道施設等の復旧に協力するよう努める。</p>	<p>5 市民と地域、事業所の役割</p> <p>・地震発生後は、下水道に流入する水の量を少なくするよう努める。</p> <p>・下水道施設の復旧に協力するよう努める。</p>	<p>携帯トイレの備蓄に関する事務は下水道部の所管外であるため削除 (環境部と調整済み)</p> <p>市民と地域、事業所の役割が同一内容であるため、記載を統合</p>	経営企画課
43	90	3	(追加)	防災関係機関 県	土砂災害警戒区域等の調査、指定は県が実施するため。	危機対策課
44	91	4	土砂災害危険箇所の周知のため、地域防災計画に明記するとともに、住民への周知に努める。(土砂災害危険箇所を資料編表2-2-3-2に示す。)	土砂災害危険箇所について住民への周知に努める。(削除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県地域防災計画に沿った内容とするため</li> <li>資料編に記載がないため</li> </ul>	危機対策課
45	94		第2部第2章第4節 避難計画	第2部第2章第4節 震災における避難計画 ※別紙2-2 参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の災害における避難計画との区別を明確化</li> <li>災害対策基本法と用語の統一を図るための修正など</li> </ul>	防災課
46	100			第5節 廃棄物処理予防計画 ※別紙3 参照	災害廃棄物処理計画策定による新設追加	廃棄物政策課
47	100	標題	第5節 廃棄物処理予防計画	第6節 トイレ予防計画	現状の記載内容に合わせて、トイレ対策に特化した。合わせて、共通予防に移行する。	廃棄物対策課
48	100	前文	し尿等の処理に係わる予防対策は、災害発生時における被災地域等の住民の健康保持や生活環境の保全を図るため重要となる。このため、し尿等処理の予防計画について定める。	災害発生時におけるトイレ対策は、被災地域等の住民の健康保持や生活環境の保全を図るため重要となる。このため、トイレ対策の予防計画について定める。	現状の記載内容に合わせて、トイレ対策に特化した。	廃棄物対策課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
49	100	6	(2) 簡易・仮設トイレの使用方法	(2) 災害用トイレの使用方法	災害時に使用するトイレを包括する表現とした。	廃棄物対策課
50	100	8	(4) 簡易トイレの備蓄及び仮設トイレの設置場所	(4) 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレの設置場所	現状の備蓄計画と整合性を図った。	廃棄物対策課
51	100	9	2 簡易・仮設トイレの備蓄等及び設置計画	2 携帯トイレの備蓄及び仮設トイレ設置計画	現状の備蓄計画と整合性を図った。	廃棄物対策課
52	100	11	災害時要援護者への配慮を含む簡易・仮設トイレの備蓄等や設置体制を確立する。	携帯トイレの備蓄や仮設トイレの設置体制を確立する。	・現状の備蓄計画と整合性を図った。 ・災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	廃棄物対策課
53	100	13	(1) 簡易トイレの備蓄計画	(1) 携帯トイレの備蓄計画	現状の備蓄計画と整合性を図った。	廃棄物対策課
54	100	14	ア 簡易トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう備蓄する。	ア 携帯トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう備蓄する。	現状の備蓄計画と整合性を図った。	廃棄物対策課
55	100	22	イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数100人に1基の割合を目途に設置する。	イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数70人に1基の割合を目途に設置する。	新潟市災害廃棄物処理計画と整合性を図った。	廃棄物対策課
56	100	25	なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況を判断し、設置する。設置する際は、収集が容易な場所に災害時要援護者等の使用を考慮（夜間照明、目隠し効果等）して設置する。	なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況に応じて決定する。設置する際は、収集が容易な場所を選定し、要配慮者等の使用を考慮（夜間照明、目隠し効果等）する。	・予防計画としての表現とした。 ・災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	廃棄物対策課
57	101	3	4 他の地方公共団体等との相互応援協定 災害時における仮設トイレやし尿収集車等の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請する。	4 他の地方公共団体等との相互応援協定 災害時における仮設トイレやし尿収集車等の確保を図るため、応援協定締結市町村等に応援を要請できるよう体制整備に努める。	予防計画としての表現とした。	廃棄物対策課
58	101	下から2	5 市民の役割 市が周知する災害時の廃棄物の排出方法を理解し、協力できるように努める。	5 市民と地域、事業所の役割 ア 各家庭において、地震発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。 イ 市民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができるコミュニティの形成に努める。	第2部第2章第2節 下水道施設災害予防計画に記載されていたが、トイレ備蓄に関する内容のため、当該節に記載する	防災課
59	102	最下	業務継続計画は被害想定の見直しや組織構成の変更等に応じ、随時、見直しを行う。	業務継続計画は被害想定の見直しや組織構成の変更、災害対応訓練の検証結果等に応じ、随時、見直しを行う。	訓練を契機とした見直しを追加	防災課
60	109	4	実施担当 危機管理防災局・・・各区役所	実施担当 危機管理防災局 福祉部・・・各区役所	要配慮者利用施設の所管が福祉部のため。	危機対策課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
61	110	31	～水防団等からの要請により、水防活動に従事する	～水防団長等からの要請により、水防活動に従事する	水防法24条により、権限は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長であるため	警防課
62	111	16	(追加)	<p>8 要配慮者利用施設等における避難確保計画</p> <p>(1) 水防法第15条に基づき、浸水想定区域内において福祉施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設等を資料編 表2-1-15-2に示す。</p> <p>(2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成並びに訓練の実施</p> <p>前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者等は、当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保及び洪水時の浸水の防止を図るための計画を作成し、訓練を実施するよう努めなければならない。また、これらの計画を作成又は変更したときは、市長に報告するとともに自ら公表するよう努めなければならない。</p> <p>(3) 避難確保計画の作成助言等</p> <p>市は、浸水想定区域内の地下街等の実態調査を実施するとともに、前記(1)に記載された要配慮者利用施設等の所有者に対し避難確保計画の作成に必要な助言を行う。</p> <p>9 要配慮者利用施設等への洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>市は、前記8(1)に記載された要配慮者利用施設等に対し、電子メール、ファクシミリ等による洪水予報等の伝達体制を整備する。</p>	水防法で要配慮者利用施設等についても、避難確保計画の作成等が「努力義務」で規定されているため。	危機対策課
63	112	3	実施担当 危機管理防災局・・・各区役所	実施担当 危機管理防災局 福祉部・・・各区役所	要配慮者利用施設(災害時要援護者関連施設)の所管が福祉部のため。	危機対策課
64	112	7	土砂災害防止法により、県が、・・・	土砂災害防止法により、県は、・・・	「てにをは」の修正。	危機対策課
65	112	下から3	オ 災害時要援護者関連施設に対する情報の伝達及び共有 市は災害時要援護者関連施設に対する情報の～	オ 要配慮者利用施設に対する情報の伝達及び共有 市は要配慮者利用施設に対する情報の～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
66	115		第2部第3章第4節 避難計画	第2部第3章第4節 風水害における避難計画	他の災害における避難計画との区別を明確化	防災課
67	115	19	震災予防計画に定める一時避難所へ避難誘導することとし...	震災予防計画に定める一時避難場所へ避難誘導することとし...	語句修正	防災課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
68	115	下から4	避難所において共同生活が難しい災害時要援護者等のため、バリアフリー化されているなど、 <u>災害時要援護者等の利用に～</u>	避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、 <u>要配慮者等の利用に～</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
69	116	11	ウ <u>災害時要援護者に配慮した施設の整備</u> 避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、 <u>災害時要援護者に配慮した～</u>	ウ <u>高齢者、障がい者に配慮した施設の整備</u> 避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、 <u>高齢者、障がい者に配慮した～</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
70	116	21	カ 通信手段の確保 地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。 <u>(追加)</u>	カ 通信手段の確保 地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。 キ <u>備蓄物資の保管</u> <u>災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、及び避難所運営において必要となる資機材等について、保管に努める。</u>	備蓄分散化に伴い、避難所において、平時より備蓄物資を保管しておく必要があるため。	防災課
71	116	下から10	<u>災害時要援護者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</u>	<u>要配慮者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
72	116	下から2	福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に <u>災害時要援護者のケアにあたる要員の～</u>	福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に <u>要配慮者のケアにあたる要員の～</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
73	117	9	<p>5 避難所開設体制の確立 震度5弱以上の地震または災害対策本部の指示があった場合に、市職員、施設管理者、地域住民の協力により、直ちに避難所を開設する体制を構築する。</p> <p>(1) 施設管理者による避難所開設 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。</p> <p>(2) 市職員による避難所開設 ア 業務時間中に開設が必要な場合 …避難所を開設する体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。 イ 業務時間外に開設が必要な場合 …避難所の開設が必要となった場合は、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、災害対策本部の指示があった場合に直ちに避難所を開設する体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合は、これに代わる職員が、直ちに避難所を開設する体制も併せて構築する。</p> <p>(3) 近隣住民との協同による避難所開設 夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設する体制を整備する。</p>	<p>5 避難所開設・受入体制の確立 (削除) 災害対策本部の指示があった場合に、市職員、施設管理者、地域住民の協力により、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。</p> <p>(1) 施設管理者による避難所開設・受入 施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。</p> <p>(2) 市職員による避難所開設・受入 ア 業務時間中に開設が必要な場合 …避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。 イ 業務時間外に開設が必要な場合 …避難所の開設が必要となる場合に備え、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、(削除)直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。</p> <p>(3) 近隣住民との協同による避難所開設・受入 夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。</p>	<p>初動対応時の施設管理者の協力体制を強化していくため</p>	防災課
74	118	2	避難の勧告・指示を発令した際、住民が <u>集団</u> で避難できるよう…	避難情報を発令した際、住民が <u>適切</u> に避難できるよう…	語句修正	防災課
75	118	19	(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用～	(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
76	119	下から3	(イ) 災害時要援護者等の避難を支援すること	(イ) 要配慮者等の避難を支援すること	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
77	123		第2部第4章第1節 避難計画	第2部第4章第1節 津波災害における避難計画	他の災害における避難計画との区別を明確化	防災課
78	123	3	危機管理防災局 消防局 各区役所	危機管理防災局 消防局 観光・国際交流部 福祉部 各区役所	実施担当漏れ	防災課
79	123	12 17	緊急・一時的避難に適した…	緊急・一時的な避難に適した…	語句修正	防災課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
80	123	26	(2) 受け入れ場所の検討 …受け入れ場所として使用するようあらかじめ活用方法を検討する。	(2) 受入場所の検討 … <u>受入</u> 場所として使用するようあらかじめ活用方法を検討する。	語句修正	防災課
81	123	最下	津波避難ビル等及び避難方法の事前準備にあたっては、第2部第2章第4節「避難計画」	津波避難ビル等及び避難方法の事前 <u>周知</u> にあたっては、第2部第2章第4節「 <u>震災における避難計画</u> 」	語句修正	防災課
82	124	9	6 災害時要援護者や観光客への配慮 避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては <u>災害時要援護者や観光客への～</u>	6 <u>要配慮者</u> や観光客への配慮 避難方法の事前周知、避難誘導の整備にあたっては <u>要配慮者</u> や観光客への～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
83	126	18	オ <u>災害時要援護者の搬送方法の確認</u>	オ <u>要配慮者の搬送方法の確認</u>	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
84	127	18	また避難路の整備にあたっては、 <u>災害時要援護者</u> や当該地域に～	また避難路の整備にあたっては、 <u>要配慮者</u> や当該地域に～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
85	131	10	本部長は、応急対策活動を・・・	市長は、応急対策活動を・・・	災対法および県地域防災計画の記載と統一	危機対策課
86	133	下から9	資料編 表3-1- <u>2</u> -1	資料編 表3-1- <u>3</u> -1	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
87	135		<p>第3節 自衛隊災害派遣要請計画 地震や風水害等による災害発生時において…その活動内容、派遣要請手続き、受け入れ体制について定める。</p> <p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 災害派遣要請 本部長は…自衛隊の災害派遣を要請する。 ただし、通信の途絶等で県知事と連絡がとれないときは、本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。その際本部長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。</p> <p>(2) 災害派遣要請の手続き ア 災害派遣要請の手続きは… イ 本部長は、派遣要請を決定した時は、次の「要請にかかる事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編表3-1-3-1）をもって県知事に要請する。 ただし… 【要請にかかる事項】 (ア) 派遣要請依頼日時 (イ) 災害状況及び派遣依頼理由 (ウ) 派遣を希望する機関 (エ) 派遣を希望する区域 (オ) 現地連絡員 (カ) 派遣を希望する活動内容 (キ) その他必要事項 (追加)</p>	<p>第3節 自衛隊災害派遣要請要求計画 地震や風水害等による災害発生時において…その活動内容、派遣要請要求手続き、受け入れ体制について定める。</p> <p>1 県知事に対する災害派遣要請要求 (1) 災害派遣要請要求 市長は…自衛隊の災害派遣要請を要求する。 ただし、通信の途絶等で県知事と連絡がとれないときは、市長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。その際市長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。</p> <p>(2) 災害派遣要請要求の手続き ア 災害派遣要請要求の手続きは… イ 市長は、派遣要請要求を決定した時は、次の「要求にかかる事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書（資料編表3-1-4-1）をもって県知事に要求する。 ただし… 【要求にかかる事項】 (ア) 派遣要請依頼者 (イ) 担当部課名等 (ウ) 派遣要請依頼日時 (エ) 災害状況及び派遣依頼理由 (オ) 派遣を希望する機関 (カ) 派遣を希望する区域 (キ) 現地連絡員 (ク) 派遣を希望する活動内容 (ケ) その他必要事項</p>	<p>災対法および県地域防災計画の記載と統一</p>	<p>防災課</p>
88	135	17	資料編 表3-1-3-1	資料編 表3-1-4-1	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
89	135	10	<p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 災害派遣要請 本部長は…自衛隊の災害派遣を要請する。 (2) 災害派遣要請の手続き ア (略) イ 本部長は…県知事に要請する。</p>	<p>1 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 災害派遣要請 本部長は…自衛隊の災害派遣を要求する。 (2) 災害派遣要請の手続き ア (略) イ 本部長は…県知事に要求する。</p>	<p>自衛隊の派遣要請については、市から県知事に対して要求するものであるため</p>	<p>危機対策課</p>

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
90	138	20	2 派遣部隊の受け入れ体制 本部長が自衛隊の派遣要請を依頼し、その派遣を受けたときの受け入れ体制は、次のとおりとする。 (1) 自衛隊との緊密な連絡 (2) 連絡員の派遣 本部長は、必要に応じて自衛隊に対し…	2 派遣部隊の受入体制 市長が自衛隊の派遣要請を要求し、その派遣を受けたときの受入体制は、次のとおりとする。 (1) 自衛隊との緊密な連絡 (2) 連絡員の派遣 市長は、必要に応じて自衛隊に対し…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
91	139	3	資料編 表3-1-3-2	資料編 表3-1-4-2	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
92	139	5	災害派遣要請を行う場合、主に次の施設を緊急ヘリポートとして提供する。(ヘリコプター離着陸可能場所を資料編表3-1-3-3に示す。)	災害派遣要請要求を行う場合、主に次の施設を緊急ヘリポートとして提供する。(ヘリポート適地一覧を資料編表3-1-4-3に示す。)	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
93	139	7	資料編 表3-1-3-4	資料編 表3-1-4-4	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
94	139	下から14	4 派遣部隊の撤収要請の手続き 本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは…	4 派遣部隊の撤収要請の手続き 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
95	140	1	…の旨を本部長に通知しなければならない。	…の旨を市長に通知しなければならない。	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
96	141		第4節 緊急消防援助隊応援要請計画	第4節 緊急消防援助隊応援要請計画 ※別紙3-2 参照	・災対法、県地域防災計画の記載と統一 ・各種計画改正を受け、現行の制度に沿うよう修正など	警防課 防災課
97	145	2	行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋葬等の処置等を…	行方不明者の搜索、遺体の処置・埋葬等を…	本文中の項目と整合を図るため。	危機対策課
98	145	下から6	…検視場所として提供する措置をとる。	…検視場所として提供する措置をとる。(資料編表3-1-24-1)	記載漏れのため追加	防災課
99	146	下から4	資料編 表3-1-5-1	資料編 表3-1-24-2	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
100	148	6	資料編 図3-2-8-1	資料編 図3-1-17-1	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
101	148	7	a 高速道路市域全線(北陸及び磐越及び日東道)	a 高速自動車道市域全線(北陸自動車道、磐越自動車道及び日本海東北自動車道)	字句訂正	危機対策課
102	150	10	指定公共機関である日本通運(株)新潟支店や指定地方公共機関～	指定公共機関である日本通運(株)や佐川急便(株)、指定地方公共機関～	新規協定締結により	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
103	150	15	～借り上げを要請する。(要請先:資料編 表3-2-8-1)	～借り上げを要請する。(要請先:資料編 2 新潟市防災会議運営規程(新潟市防災会議委員一覧)、17 災害時応援協定一覧を参照)	資料編統合により	防災課
104	151	18	資料編 表3-2-8-3	資料編 表3-1-17-2	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
105	152	2	(1)集積・配送拠点等の設定 他都市からの救援物資の受け入れや～を設定する。	(1)集積・配送拠点の開設 他都市からの救援物資の受入や～を開設する。	「避難及び避難所計画」など、他の節と表現を揃えるため。	防災課
106	152	4	資料編 表3-2-8-4	資料編 表3-1-17-3	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
107	152	8 18	市民生活対策部食料・物資班	市民生活対策部市民生活班	本部規程の班名に合わせるため。	危機対策課
108	152	17	イ 集積・配送拠点への人員配備 集積拠点等へは、総務対策部総務班及び市民生活対策部食糧・物資班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務に当たる。 なお、集積や仕分け等の人員については、各対策部及び各区本部への～	イ 集積・配送拠点への人員配備 集積拠点へは、市民生活対策部市民生活班を管理・情報要員として派遣し、集積・配送拠点の管理及び市役所内救援物資等対応専門チームとの情報連絡を担う。 集積や仕分け等については、協定業者を中心に、必要に応じて各対策部及び各区本部への動員要請やボランティアの協力により確保する。	新規協定締結により	防災課
109	152	下から3	資料編 図3-2-8-5	資料編 図3-1-17-3	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
110	153 から 160		第7節 食糧供給計画 第8節 生活必需品供給計画	第18節 物資供給計画 ※別紙4 参照	重複部分の統合による修正	防災課
111	161	下から5	資料編 表3-2-18-1	資料編 表3-1-21-1	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
112	162	3	資料編 表3-2-18-2	資料編 表3-1-21-2	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
113	162	8	資料編 表3-2-18-3	資料編 表3-1-21-3	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
114	163	25	第9節 廃棄物処理応急計画 4 し尿処理について 市域の被害状況を調査し、仮設・簡易トイレの設置必要箇所及び緊急くみ取り必要箇所等の把握に努め、収集計画を策定する。	第21節 廃棄物処理応急計画 4 し尿処理について 災害用トイレの必要数を把握し、配備に努めるとともに収集計画を策定する。	地域防災計画内での整合性を図った。	廃棄物対策課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
115	163	下から2	(1) 体制 環境対策部環境総務班…応援体制を展開する。 (2) 収集 (3) 処理	(削除) (1) 収集 (2) 処理	「(1)体制」については第3部第1章第10節トイレ対策計画内に同様の記載があるため削除	防災課
116	164	7	資料編 表3-2-18-4	資料編 表3-1-21-4	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
117	164	11	資料編 表3-2-18-5	資料編 表3-1-21-5	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
118	164	14	資料編 表3-2-18-6	資料編 表3-1-21-6	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
119	165	前文	第10節 トイレ対策計画 地震発生時には、上下水道の被害に伴い多くの既設トイレが使用できなくなることが予想されることから、し尿の処理対策に関する計画について定める。	第22節 トイレ対策計画 地震や風水害等による災害発生時には、多くの既設トイレが使用できなくなることが予想されることから、し尿の処理対策に関する計画について定める。	震災と風水害の共通とするための表現とした。	廃棄物対策課
120	165	3	実施担当 環境対策部 (追加) 各区本部	実施担当 環境対策部 下水道対策部 各区本部	し尿処理に関して終末処理場での処理が行われるため	危機対策課
121	165	15	供給については、第3部第2章第9節	供給については、第3部第1章第19節	各節統合による修正	防災課
122	165	21	(3) 各家庭及び事業所における備蓄 地震発生から2日間程度に必要な携帯トイレ等は原則として、各家庭及び事業所において備蓄する。	(削除)	備蓄計画及び新潟市災害廃棄物処理計画で携帯トイレは、市の備蓄としている。また、新潟市災害廃棄物処理計画で携帯トイレは、1人×1日×5回分×最大3日間分の確保を必要とし、各家庭及び事業所における備蓄としては現実的でないため削除する。	廃棄物対策課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
123	166	8	<p>(追加)</p> <p>4 災害時要援護者に対する配慮 (1) 避難所に高齢者、障がい者等災害時要援護者が利用～  (略)</p> <p>(2) 避難所においては、トイレの設置個所の工夫や介助者の配置等により、<u>災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。</u></p> <p>5 快適な利用の確保</p>	<p>4 し尿処理について <u>災害用トイレの必要数を把握し、配備に努めるとともに収集計画を策定する。</u></p> <p>5 要配慮者に対する配慮 (1) 避難所に高齢者、障がい者等要配慮者が利用～  (略)</p> <p>(2) 避難所においては、トイレの設置個所の工夫や介助者の配置等により、<u>要配慮者のトイレ利用に配慮する。</u></p> <p>6 快適な利用の確保</p>	<p>・し尿処理についての記載を第3部第1章第9節 廃棄物処理応急計画より転記 ・災害対策基本法と用語の統一を図るための修正</p>	防災課
124	166	16	携帯トイレ及び応急仮設トイレの使用方法及び災害時要援護者優先～	携帯トイレ及び応急仮設トイレの使用方法及び要配慮者優先～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
125	167	10	○災害時要援護者に配慮したトイレの設置	○要配慮者に配慮したトイレの設置	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
126	172	4	<p>(1) 被害報告・適用申請 本部長（市長）は… ア 災害救助法の適用申請事務は本部長（市長）の…</p>	<p>(1) 被害報告・適用申請 市長は… ア 災害救助法の適用申請事務は市長の…</p>	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
127	173	3	<p>…本部長（市長）に委任している。</p> <p>5 災害救助法が適用されない場合の救助 知事は、法が適用されない災害に際して、<u>本部長（市長）</u>が… (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として<u>本部長（市長）</u>がするものとし…</p>	<p>…本部長（市長）に委任することができる。</p> <p>5 災害救助法が適用されない場合の救助 知事は、法が適用されない災害に際して、<u>市長</u>が… (1) 法が適用されない場合の救助については、原則として<u>市長</u>がするものとし…</p>	新潟県地域防災計画に合わせる	防災課
128	177		第1節 情報収集・伝達計画	第2節 情報収集・伝達計画 ※別紙5 参照	重複部分の統合による修正	防災課
129	185		第2節 消防活動計画	第6節 消防活動計画 ※別紙6 参照	重複部分の統合による修正	防災課
130	188		第3節 災害広報・広聴計画	第9節 災害広報・広聴計画 ※別紙7 参照	重複部分の統合による修正	防災課
131	192		第4節 避難及び避難所計画	第10節 避難及び避難所計画 ※別紙8 参照	重複部分の統合による修正	防災課
132	203		第5節 交通規制計画	第15節 交通規制計画 ※別紙9 参照	重複部分の統合による修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
133	207		第6節 警備・保安計画	第14節 警備・保安計画 ※別紙10 参照	重複部分の統合による修正	防災課
134	213		第7節 給水計画	第19節 給水計画 ※別紙11 参照	重複部分の統合による修正	防災課
135	217		第8節 災害時要援護者応急対策計画	第11節 要配慮者応急対策計画 ※別紙12 参照	重複部分の統合による修正	防災課
136	221		第9節 救急救助・医療救護応急計画	第7節 救急救助・医療救護応急計画 ※別紙13 参照	重複部分の統合による修正	防災課
137	224		第10節 防疫及び保健衛生計画	第23節 防疫及び保健衛生計画 ※別紙14 参照	重複部分の統合による修正	防災課
138	229		第11節 こころのケア対策計画	第8節 こころのケア対策計画 ※別紙15 参照	重複部分の統合による修正	防災課
139	231		第12節 愛玩動物保護対策計画	第12節 愛玩動物保護対策計画 ※別紙16 参照	重複部分の統合による修正	防災課
140	233		第13節 障害物除去計画	第16節 障害物除去計画 ※別紙17 参照	重複部分の統合による修正	防災課
141	235		第14節 入浴対策計画	第20節 入浴対策計画 ※別紙18 参照	重複部分の統合による修正	防災課
142	238	18	り災証明のためのものではないこと	罹災証明のためのものではないこと	漢字表記に統一	防災課
143	239	13	(2) 宅地の地盤、切土・盛土のり面及び自然斜面	(2) 宅地地盤、切土・盛土のり面及び自然のり面	被災宅地危険度判定連絡協議会のマニュアル表現と合わせる	都市政策部 まちづくり 推進課
144	240		第17節 公共建築物等災害応急対策計画	第26節 公共建築物等災害応急対策計画 ※別紙19 参照	重複部分の統合による修正	防災課
145	241		第18節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画	第25節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画 ※別紙20 参照	重複部分の統合による修正	防災課
146	247		第20節 公園緑地施設災害応急対策計画	第27節 公園緑地施設災害応急対策計画 ※別紙21 参照	重複部分の統合による修正	防災課
147	248		第21節 上水道施設等災害応急対策計画	第28節 上水道施設等災害応急対策計画 ※別紙22 参照	重複部分の統合による修正	防災課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
148	260		第22節 下水道施設等災害応急対策計画	第29節 下水道施設等災害応急対策計画 ※別紙23 参照	重複部分の統合による修正	防災課
149	265		第23節 危険物施設等応急対策計画	第31節 危険物施設等応急対策計画 ※別紙24 参照	重複部分の統合による修正	防災課
150	267		第24節 応急住宅対策計画	第13節 応急住宅対策計画 ※別紙25 参照	重複部分の統合による修正	防災課
151	270		第25節 文教対策計画	第33節 文教対策計画 ※別紙26 参照	重複部分の統合による修正	防災課
152	276		第26節 商工業対策計画	第32節 商工業対策計画 ※別紙27 参照	重複部分の統合による修正	防災課
153	278		第27節 農林水産業等対策計画	第30節 農林水産業等対策計画 ※別紙28 参照	重複部分の統合による修正	防災課
154	287		第1節 情報収集・伝達計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
155	301		第3節 消防活動計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
156	303		第4節 災害広報・広聴計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
157	307		第5節 避難及び避難所計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
158	319		第6節 交通規制計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
159	323		第7節 警備・保安計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
160	323		第8節 給水計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
161	333		第9節 要配慮者応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
162	337		第10節 救急救助・医療救護計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
163	340		第11節 防疫及び保健衛生計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
164	345		第12節 こころのケア対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
165	347		第13節 愛玩動物保護対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
166	349		第14節 障害物除去計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
167	351		第15節 入浴対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
168	354		第16節 公共建築物等災害応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
169	355		第17節 道路・空港・港湾・漁港施設等災害応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
170	359		第18節 公園緑地施設災害応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
171	360		第19節 上水道施設等災害応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
172	373		第20節 下水道施設等災害応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
173	377		第21節 危険物施設等応急対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
174	379		第22節 応急住宅対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
175	382		第23節 文教対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
176	388		第24節 商工業対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
177	390		第25節 農林水産業等対策計画	(削除)	重複部分の統合による削除	防災課
178	396	3	災害対策本部事務局 福祉対策部 <u>経済対策部</u> 土木対策部 消防対策部 各区本部	災害対策本部事務局 福祉対策部 <u>建築対策部</u> 土木対策部 消防対策部 各区本部	実施担当を修正	防災課
179	396	5	各警察署	県警察 各警察署	県警察の追加	警察本部警備第二課
180	398	1	資料編 表3-3-31-1	資料編 表3-3-2-1	重複部分の統合による節番号修正のため	防災課
181	399	3	実施担当 土木対策部 消防対策部 (追加) 防災関係機関 県警察 (追加)	実施担当 土木対策部 消防対策部 各区本部 防災関係機関 県警察 各警察署	・各区建設班がパトロールを実施するため ・県警察の追加	危機対策課 警察本部警備第二課
182	403		第3部第4章第1節 <u>情報収集・伝達計画</u>	第3部第4章第1節 <u>津波災害における情報収集・伝達計画</u>	共通応急対策計画の情報収集・伝達計画との区別を明確化	防災課
183	409	22	(3) 高所監視カメラ ～高所監視カメラ～	(3) 高所カメラ ～高所カメラ～	字句修正	指令課
184	411	3	第3部第2章第4節	第3部第1章第10節	重複部分の統合による章番号等修正のため	防災課
185	411	11	1 避難指示 (1) 実施者 避難指示の発表は、原則として <u>本部長（市長）</u> が行うこととするが、 <u>本部長（市長）</u> が発表するいとまがないときは、 <u>本部長</u> に代わって <u>区本部長（区長）</u> が行うことができる。この場合、発表後直ちにその旨を <u>本部長（市長）</u> に報告しなければならない。 (2) 避難指示の発表基準 (略) (3) 避難指示の内容 避難指示を <u>発表</u> する場合、	1 避難指示 避難指示の発令は、原則として <u>市長</u> が行うこととするが、 <u>市長</u> が発令するいとまがないときは、 <u>市長</u> に代わって <u>区本部長（区長）</u> が行うことができる。この場合、発令後直ちにその旨を <u>市長</u> に報告しなければならない。 (2) 避難指示の発令基準 (略) (3) 避難指示の内容 避難指示を <u>発令</u> する場合、	災対法および県地域防災計画の記載と統一 避難勧告等に関するガイドライン、他政令市の状況を考慮し、発令と修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
186	412	6	(5) 避難指示の解除 本部長（市長）は、津波警報が解除されるなど…	(5) 避難指示の解除 市長は、津波警報が解除されるなど…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
187	412	10	(6) 避難指示により住民に求める行動 避難指示が発表された地域の住民は…	(6) 避難指示により住民に求める行動 避難指示が発令された地域の住民は…	避難勧告等に関するガイドライン、他政令市の状況を考慮し、発令と修正	防災課
188	412	14	避難にあたっては、 <u>災害時要援護者</u> や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。	避難にあたっては、 <u>要配慮者</u> や地理に不案内な観光客等に十分配慮する。	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
189	412	21	(1) 避難行動の原則 津波災害からの… ア イ 避難指示が <u>発表</u> された場合や… ウ エ 避難にあたっては、 <u>災害時要援護者</u> に配慮し… (2) 避難開始の時期 住民等が… ア イ 避難指示が <u>発表</u> されたとき	(1) 避難行動の原則 津波災害からの… ア イ 避難指示が <u>発令</u> された場合や… ウ エ 避難にあたっては、 <u>避難行動要支援者</u> に配慮し… (2) 避難開始の時期 住民等が… ア イ 避難指示が <u>発令</u> されたとき	避難勧告等に関するガイドライン、他政令市の状況を考慮し、発令と修正 災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
190	413	1	津波警報又は避難指示が <u>発表</u> された場合	津波警報又は避難指示が <u>発令</u> された場合	避難勧告等に関するガイドライン、他政令市の状況を考慮し、発令と修正	防災課
191	416			第4部第1節 罹災証明書交付計画 ※別紙29 参照	罹災証明書の交付について、地域防災計画に記載がなかったため追加	資産評価課
192	417		第 <u>1</u> 節 被災者援護計画	第 <u>2</u> 節 被災者援護計画	第1節 罹災証明書交付計画を追加したため	防災課
193	417	3	福祉対策部 建築対策部 経済対策部 農林水産対策部 総務対策部 市民生活対策部 各区本部	災害対策本部事務局 福祉対策部 <u>こども未来対策部</u> 建築対策部 経済対策部 農林水産対策部 総務対策部 市民生活対策部 各区本部	実施担当を修正	防災課
194	418	下表	被災者 <u>生</u> 再建支援金	被災者 <u>生活</u> 再建支援金	字句修正	防災課
195	421	6 25	<u>延滞</u> 保証人	<u>連帯</u> 保証人	誤字修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
196	421	下から2	(担当：福祉対策部福祉総務班 各区本部健康福祉班)	(担当：こども未来対策部こども未来班 各区本部健康福祉班)	対策部再編による修正	防災課
197	422	28	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」	「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」	誤謬のため	農業政策課
198	424	下から14	ア 広範囲にわたる災害の場合は、 <u>本部長（市長）</u> が職権により… イ その他の場合で… <u>本部長（市長）</u> が納期限を延長する。	ア 広範囲にわたる災害の場合は、 <u>市長</u> が職権により… イ その他の場合で… <u>市長</u> が納期限を延長する。	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
199	426	8	(2) 義援金の受入れ・配分 (担当：総務対策部財務班 調査班 各区本部調査班) ア 受入れ 総務対策部財務班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、 <u>義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。</u>	(2) 義援金の受入れ・配分 (担当：総務対策部財務班 調査班 各区本部調査班) ア 受入れ 総務対策部財務班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、 <u>受入れた義援金を指定する口座で保管する。また、原則として寄託者へ受領書を発行する。</u>	受領書を発行できない場合があるため ・口座振替による場合 ・匿名で送金された場合 ・本人が望まない場合など	会計課
200	427		第2節 公共施設復旧計画	第3節 公共施設復旧計画	第1節 罹災証明書交付計画を追加したため	防災課
201	427	7	防災関係機関 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察本部 各警察署	防災関係機関 各防災関係機関	文章中に警察対応業務がないため	警察本部警備第二課
202	427	表中	り災者公営住宅建設事業	罹災者公営住宅建設事業	漢字表記に統一	防災課
203	433		第3節 復興に関する計画	第4節 復興に関する計画	第1節 罹災証明書交付計画を追加したため	防災課
204	465	最終行	イ 導管の復旧及び需要家供給 (ア) 導管ガスの漏れの… (イ) 修理要因を増強して待機させ、 <u>消費末端における導管の漏えい個所は即刻応急修理を行い、速やかに本修理を実施する。</u>	イ 導管の復旧及び需要家供給 (ア) 導管ガスの漏れの… (イ) 修理要因を増強して待機させ、 <u>需要家における漏えい及び導管の漏えい個所は即刻応急修理を行う。</u>	消費末端という用語が一般的ではないため	北陸ガス
205	466	11	②学校・り災者収容施設	②学校・罹災者収容施設	漢字表記に統一	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
206	475	6	県警察	県警察 各警察署	県警察の追加	警察本部警備第二課
207	477	5	現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>本部長</u> が指名する	現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>市長</u> が指名する	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
208	478	表中	・回収困難な地域の自衛隊派遣要請依頼に関する情報	・回収困難な地域の自衛隊派遣要請要求に関する情報	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
209	479	4	第3部第3章第4節	第3部第1章第9節	節統合による修正	防災課
210	479		北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所（占用調整課） Tel <u>0250-23-4635</u>	北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所（占用調整課） Tel <u>0250-23-4379</u>	電話番号変更	防災課
211	483	12	第3部第1章第6節	第3部第1章第35節	節統合による修正	防災課
212	484	13 14 18	野性	野生	誤字修正	防災課
213	487	表	新潟水難救済会新潟西蒲救難所五十嵐支所 新潟県水難救済会新潟西蒲救難所巻支所 <u>Tel0256-78-2301</u>  (追加)	新潟水難救済会新潟五十嵐救難所 新潟県水難救済会新潟西蒲救難所巻支所 <u>Tel0256-77-2204</u> 新潟県水難救済会新潟西蒲救難所 <u>Tel0256-85-2002</u>	時点修正	防災課
214	488	最下	ケ 新潟県水難救済会新潟救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所五十嵐支所…	ケ 新潟県水難救済会新潟救難所、新潟県水難救済会新潟五十嵐救難所、新潟県水難救済会新潟西蒲救難所 <u>(削除)</u> …	時点修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
215	489	8 16	ア 災害対策本部の設置 本部長は、市域において… イ 現地対策本部の設置 …現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>本部長</u> が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 本部長は、地域沿岸の住民に…	ア 災害対策本部の設置 市長は、市域において… イ 現地対策本部の設置 …現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>市長</u> が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は、地域沿岸の住民に…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
216	489	9	災害対策基本法第23条第1項	災害対策基本法第23条の2第1項	法に合わせて修正	防災課
217	489	20	第3部第3章第5節	第3部第1章第10節	節統合による修正	防災課
218	489	下から6	第3部第1章第5節	第3部第1章第24節	節統合による修正	防災課
219	491	8	県警察	県警察 各警察署	各警察署の追加	警察本部警備第二課
220	495	8	ア 災害対策本部の設置 本部長は、市域において… イ 現地対策本部の設置 …現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>本部長</u> が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 本部長は地域の住民に…	ア 災害対策本部の設置 市長は、市域において… イ 現地対策本部の設置 …現地対策本部職員は本部職員のうちから、 <u>市長</u> が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は地域の住民に…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
221	495	9	災害対策基本法第23条第1項	災害対策基本法第23条の2第1項	法に合わせて修正	防災課
222	495	20	第3部第3章第5節	第3部第1章第10節	節統合による修正	防災課
223	495	25	第3部第3章第4節	第3部第1章第9節	節統合による修正	防災課
224	495	28	第3部第1章第5節	第3部第1章第25節	節統合による修正	防災課
225	496	7	防災関係機関 東日本旅客鉄道(株)新潟支社 県警察 自衛隊 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部	防災関係機関 東日本旅客鉄道(株)新潟支社 県警察 自衛隊 新潟市医師会 日本赤十字社新潟県支部 県	防災関係機関の漏れ	防災課
226	496	7	県警察	県警察 各警察署	各警察署の追加	警察本部警備第二課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
227	498	18	(5) 市のとるべき措置 ア 災害対策本部等の設置 …災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。 イ 現地災害対策本部の設置 …本部長が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 本部長は…第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。 エ 災害広報 …第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。	(5) 市のとるべき措置 ア 災害対策本部等の設置 …災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。 イ 現地災害対策本部の設置 …市長が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は…第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。 エ 災害広報 …第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	法に合わせて修正	防災課
228	499	1	第3部第1章第5節	第3部第1章第24節	節統合による修正	防災課
229	500	5	県警察	県警察 各警察署	各警察署の追加	警察本部警備第二課
230	502	下から3	災害対策基本法第23条第1項	災害対策基本法第23条の2第1項	法に合わせて修正	防災課
231	503	5	…本部職員のうちから、本部長が指名する。	…本部職員のうちから、市長が指名する。	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
232	503	9	第3部第3章第5節	第3部第1章第10節	節統合による修正	防災課
233	503	12	都市整備対策部及び各区本部は～	土木対策部及び各区本部は～	対策部名を現在のものに修正	防災課
234	503	20	第3部第3章第4節	第3部第1章第9節	節統合による修正	防災課
235	503	23	第3部第1章第5節	第3部第1章第24節	節統合による修正	防災課
236	504	4	第3部第1章第2節	第3部第1章第3節	節統合による修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
237	508	5	(2) 市のとるべき措置 ア 災害対策本部等の設置 …災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。 イ 現地災害対策本部の設置 …本部長が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 本部長は…第3部第3章第5節「避難及び避難所計画」に準じる。 エ 災害広報 …第3部第3章第4節「災害広報・広聴計画」に準じる。	(5) 市のとるべき措置 ア 災害対策本部等の設置 …災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。 イ 現地災害対策本部の設置 …市長が指名する。 ウ 地域住民に対する避難勧告・指示 市長は…第3部第1章第10節「避難及び避難所計画」に準じる。 エ 災害広報 …第3部第1章第9節「災害広報・広聴計画」に準じる。	法に合わせて修正	防災課
238	508	17	第3部第3章第5節	第3部第1章第10節	節統合による修正	防災課
239	508	21	第3部第3章第4節	第3部第1章第9節	節統合による修正	防災課
240	508	24	第3部第1章第5節	第3部第1章第24節	節統合による修正	防災課
241	510	22	第5部(追加)第2節	第5部各章第2節	語句修正	防災課
242	510	下から2	エ 災害時要援護者対策 福祉対策部災害時要援護者・ボランティア班は～	エ 要配慮者対策 福祉対策部要配慮者・ボランティア班は～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
243	511	1	災害時要援護者の安全確保を図る。 (略) (ウ) 災害時要援護者向けの避難所の開設	要配慮者の安全確保を図る。 (略) (ウ) 要配慮者向けの避難所の開設	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
244	512	1	災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「 <u>災対法</u> 」という。)	災害対策基本法(削除)	略称を使用しない	防災課
245	517	18	入院又は入所する災害時要援護者の屋内退避・避難～	入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
246	518	18	イ 災害時要援護者への配慮 市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、災害時要援護者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者等を支援する…	イ 要配慮者への配慮 市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する…	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
247	519	下から2	a <u>災対法</u> に基づく…	a <u>災害対策基本法</u> に基づく…	略称を使用しない	防災課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
248	520	17	c <u>本部</u> の出動体制及び解除の決定に関すること	c <u>災害対策本部</u> の出動体制及び解除の決定に関すること	語句修正	防災課
249	520	下から10	b <u>本部長</u> が、発電所の事故が終結し…	b <u>市長</u> が、発電所の事故が終結し…	災対法および県地域防災計画の記載と統一	防災課
250	523	4	また、市長は、 <u>災害時要援護者</u> や～	また、市長は、 <u>要配慮者</u> や～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
251	523	26	(キ) <u>放送事業者</u> による屋内退避・避難の指示等の放送 <u>放送事業者</u> は、屋内退避・避難の勧告・指示等があったときは、 <u>速やかにその内容について、正確かつ簡潔に</u> 放送する。	(キ) <u>放送機関</u> による屋内退避・避難の指示等の放送 <u>放送機関</u> は、屋内退避・避難の勧告・指示等があったときは、 <u>各放送機関のマニュアル等に基づきその内容を速やかに</u> 放送する。	「放送機関」と「放送事業者」という用語の混在を避ける。放送機関の自主・自律により配慮した表現とする。	NHK新潟放送局
252	523	下から9	(ク) <u>災害時要援護者の支援</u> a 市は、在宅の <u>災害時要援護者</u> の屋内退避・避難を～ b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、 <u>災害時要援護者の避難</u> や～ c 市は、 <u>災害時要援護者</u> に向けた情報の提供に十分配慮する。	(ク) <u>要配慮者の支援</u> a 市は、在宅の <u>要配慮者</u> の屋内退避・避難を～ b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、 <u>要配慮者の避難</u> や～ c 市は、 <u>要配慮者</u> に向けた情報の提供に十分配慮する。	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
253	525	10	子供や <u>要援護者</u> 等を優先しながら物資を配布し…	<u>要配慮者</u> を優先しながら物資を配布し…	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課
254	525	17	受け入れを行う避難者の人数・ <u>災害時要援護者</u> の有無等について～	受け入れを行う避難者の人数・ <u>要配慮者</u> の有無等について～	災害対策基本法と用語の統一を図るための修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

## 新潟市地域防災計画〔資料編〕 修正意見 新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
1	全		恐れ	おそれ	心配、懸念の意のため、ひらがな書きで表記	防災課
2	全		避難準備情報 避難指示	避難準備・高齢者等避難開始 避難指示(緊急)	国ガイドライン修正に伴うもの	危機対策課
3	48		7 火災・災害等即報要領	7 火災・災害等即報要領 ※別紙30 参照	消防庁による一部改正があったため	警防課
4	96		(様式第1号、第2号および別紙) (96～101ページ)	(削除)	他の要綱等には届出書が記載されていないため	防災課
5	114		(別記様式1～10号) (114～127ページ)	(削除)	他の要綱等には届出書が記載されていないため	防災課
6	128		17 災害時応援協定一覧	17 災害時応援協定一覧 ※別紙30-1 参照	時点修正および連絡先追加	防災課
7	136		表1-1-3-2 過去10年間の観測値	表1-1-3-2 過去10年間の観測値 ※別紙31 参照	最新資料に修正	気象台 防災担当
8	137		表1-1-3-3 人口の推移	表1-1-3-3 人口の推移 ※別紙32 参照	時点修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
9	139	表中	<p>番号：48            発生年月日：2008（平成20）6.14            地震名又は地域名：平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震            規模M：7.2            震央位置 東経/北緯：140.9/39.0            被害概要：死者17、行方不明6、重軽傷426、全壊30、半壊146、一部損壊2,521</p> <p>番号：49            発生年月日：2008（平成20）7.24            地震名又は地域名：岩手県沿岸北部地震            規模M：6.8            震央位置 東経/北緯：141.6/39.7            被害概要：死者1、重軽傷211、全壊1、一部損壊379</p>	<p>番号：48            発生年月日：2011（平成23）3.12            地震名又は地域名：長野県・新潟県県境付近            規模M：6.7            震央位置 東経/北緯：138.6/37.0            被害概要：死者3、重軽傷57、全壊73、半壊427</p> <p>番号：49            発生年月日：2014（平成26）11.22            地震名又は地域名：長野県北部            規模M：6.7            震央位置 東経/北緯：137.9/36.7            被害概要：負傷46、全壊77、半壊137、一部破損1,626</p>	適切な内容に修正	気象台 防災担当
10	139	脚注	<p>※史料としての信頼性が乏しいと考えられているもの（新潟地震30周年事業実行委員会「新潟地震と防災技術」から引用 一部追加）</p> <p>新潟県中越地震については、新潟県「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報)」から引用            能登半島地震については、石川県発表被害状況（平成20年3月31日現在）から引用            中越沖地震については、新潟県「新潟県報道発表資料（H25.4.1現在）」から引用            岩手・宮城内陸地震については、消防庁「平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震（第78報）」から引用            岩手県沿岸北部を震源とする地震については、消防庁「岩手県沿岸北部を震源とする地震(第25報)」から引用</p>	<p>番号1～43については、新潟地震30周年事業実行委員会「新潟地震と防災技術」から引用            新潟県中越地震については、新潟県「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報)」から引用            能登半島地震については、石川県発表被害状況（平成20年3月31日現在）から引用            新潟県中越沖地震については、新潟県「新潟県報道発表資料（H25.4.1現在）」から引用            （削除）</p>	適切な内容に修正	気象台 防災担当
11	149		<p>平常時の活動</p> <p>救出救護班            ○救出・救護訓練の実施。特に高齢者や障害者の方々の救出・救護の研究。</p> <p>避難誘導班            ○地域の災害時要援護者の把握と避難誘導方法の研究。</p> <p>給食給水班            ○地域のり災者の人数の把握と…</p>	<p>平常時の活動</p> <p>救出救護班            ○救出・救護訓練の実施。特に高齢者や障がい者の方々の救出・救護の研究。</p> <p>避難誘導班            ○地域の避難行動要支援者の把握と避難誘導方法の研究。</p> <p>給食給水班            ○地域の罹災者の人数の把握と…</p>	新潟市避難行動要支援者避難支援計画における用語の変更による修正。	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																																																																																														
12	149		災害時の活動 救出救護班 ○高齢者や障害者の方々の安全確認や支援を行う。 避難誘導班 ○先導隊による安全の確認と災害時要援護者の優先誘導。 給食給水班 ○地域のり災者の人数の把握と… 避難所運営班 ○り災者の人数の把握と…	災害時の活動 救出救護班 ○高齢者や障がい者の方々の安全確認や支援を行う。 避難誘導班 ○先導隊による安全の確認と避難行動要支援者の優先誘導。 給食給水班 ○地域の罹災者の人数の把握と… 避難所運営班 ○罹災者の人数の把握と…	新潟市避難行動要支援者避難支援計画における用語の変更による修正。	防災課																																																																																																														
13	150	表	表2-1-9-2 防災行政波の整備状況 本庁舎：基地局1、陸上移動局3 北区役所：基地局1、陸上移動局	表2-1-9-2 防災行政波の整備状況 本庁舎：基地局1、陸上移動局3 (削除)	北区役所の無線廃止のため削除	危機対策課																																																																																																														
14	151		表2-1-9-4_消防無線	表2-1-9-4_消防無線 ※別紙33 参照	時点修正	指令課																																																																																																														
15	153		図2-1-10-1_消防署所配置図	図2-1-10-1_消防署所配置図 ※別紙34 参照	時点修正	警防課																																																																																																														
16	154		表2-1-10-1_新潟市消防局現勢分布	表2-1-10-1_新潟市消防局現勢分布 ※別紙35 参照	時点修正	警防課																																																																																																														
17	155		表2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布 H27.4.1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 5、小型動力ポンプ 46、小型動力ポンプ積載車 45</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>328</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>476</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55</td> <td>814</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 54、小型動力ポンプ積載車 53</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>南方方面隊</td> <td>15</td> <td>53</td> <td>消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>西方方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73</td> <td>1,086</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,264</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> <td>445</td> <td>消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車410</td> <td>6,030</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 5、小型動力ポンプ 46、小型動力ポンプ積載車 45	708	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	328	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	476	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55	814	秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 54、小型動力ポンプ積載車 53	590	南方方面隊	15	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	761	西方方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73	1,086	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100	1,264	合計	73	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車410	6,030	表2-1-10-2 新潟市消防団現勢分布 H28.4.1 <table border="1"> <thead> <tr> <th>方面隊</th> <th>分団</th> <th>班</th> <th>消防車両等 (単位:台)</th> <th>人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>北方方面隊</td> <td>8</td> <td>51</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47</td> <td>708</td> </tr> <tr> <td>東方面隊</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>325</td> </tr> <tr> <td>中央方面隊</td> <td>14</td> <td>30</td> <td>消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17</td> <td>475</td> </tr> <tr> <td>江南方面隊</td> <td>5</td> <td>59</td> <td>消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55</td> <td>814</td> </tr> <tr> <td>秋葉方面隊</td> <td>14</td> <td>53</td> <td>小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53</td> <td>589</td> </tr> <tr> <td>南方方面隊</td> <td>15</td> <td>53</td> <td>消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51</td> <td>771</td> </tr> <tr> <td>西方方面隊</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73</td> <td>1,059</td> </tr> <tr> <td>西蒲方面隊</td> <td>8</td> <td>100</td> <td>小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> <td>445</td> <td>消防ポンプ自動車33、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車413</td> <td>5,991</td> </tr> </tbody> </table>	方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員	団本部				3	北方方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	708	東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	325	中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	475	江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55	814	秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	589	南方方面隊	15	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	771	西方方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73	1,059	西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100	1,247	合計	73	445	消防ポンプ自動車33、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車413	5,991	時点修正	警防課
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																																
団本部				3																																																																																																																
北方方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 5、小型動力ポンプ 46、小型動力ポンプ積載車 45	708																																																																																																																
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	328																																																																																																																
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	476																																																																																																																
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55	814																																																																																																																
秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 54、小型動力ポンプ積載車 53	590																																																																																																																
南方方面隊	15	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	761																																																																																																																
西方方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73	1,086																																																																																																																
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100	1,264																																																																																																																
合計	73	445	消防ポンプ自動車35、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車410	6,030																																																																																																																
方面隊	分団	班	消防車両等 (単位:台)	人員																																																																																																																
団本部				3																																																																																																																
北方方面隊	8	51	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 47、小型動力ポンプ積載車 47	708																																																																																																																
東方面隊	4	21	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	325																																																																																																																
中央方面隊	14	30	消防ポンプ自動車13、小型動力ポンプ 17、小型動力ポンプ積載車 17	475																																																																																																																
江南方面隊	5	59	消防ポンプ自動車 4、小型動力ポンプ 55、小型動力ポンプ積載車 55	814																																																																																																																
秋葉方面隊	14	53	小型動力ポンプ 53、小型動力ポンプ積載車 53	589																																																																																																																
南方方面隊	15	53	消防ポンプ自動車 2、小型動力ポンプ 51、小型動力ポンプ積載車 51	771																																																																																																																
西方方面隊	5	78	消防ポンプ自動車 6、小型動力ポンプ 73、小型動力ポンプ積載車 73	1,059																																																																																																																
西蒲方面隊	8	100	小型動力ポンプ100、小型動力ポンプ積載車100	1,247																																																																																																																
合計	73	445	消防ポンプ自動車33、小型動力ポンプ413、小型動力ポンプ積載車413	5,991																																																																																																																

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
18	159		<p>表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況 平27・4・1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="6">単独</th> <th rowspan="2">混在</th> <th rowspan="2">立入検査 実施延回数</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>2,997</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,818</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>1,979</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,164</td> </tr> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>216</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>197</td> <td>6</td> <td></td> <td>7</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>456</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>454</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>491</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>491</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>327</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>700</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>44</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>44</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>994</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>649</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>457</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>457</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>344</td> </tr> <tr> <td>第一種販売取扱所</td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>第二種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>496</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>491</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>287</td> </tr> </tbody> </table>		総数	単独						混在	立入検査 実施延回数	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	総数	2,997								1,818	製造所	24				20	1		3	5	貯蔵所	1,979								1,164	屋内貯蔵所	216	4	1	1	197	6		7	149	屋外タンク貯蔵所	456				454		2		137	屋内タンク貯蔵所	62				62				28	地下タンク貯蔵所	491				491				327	簡易タンク貯蔵所	10				10				6	移動タンク貯蔵所	700				700				494	屋外貯蔵所	44				44				23	取扱所	994								649	給油取扱所	457				457				344	第一種販売取扱所	8	1			7				5	第二種販売取扱所	4				4				5	移送取扱所	29				29				8	一般取扱所	496	3		1	491			1	287	<p>表2-1-11-1 類別危険物製造所等施設数状況 平28・4・1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="6">単独</th> <th rowspan="2">混在</th> <th rowspan="2">立入検査 実施延回数</th> </tr> <tr> <th>第一類</th> <th>第二類</th> <th>第三類</th> <th>第四類</th> <th>第五類</th> <th>第六類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>2,959</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,760</td> </tr> <tr> <td>製造所</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>貯蔵所</td> <td>1,964</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,088</td> </tr> <tr> <td>屋内貯蔵所</td> <td>216</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>199</td> <td>6</td> <td></td> <td>5</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク貯蔵所</td> <td>444</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>442</td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク貯蔵所</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>地下タンク貯蔵所</td> <td>478</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>478</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>305</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク貯蔵所</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>移動タンク貯蔵所</td> <td>715</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>715</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>屋外貯蔵所</td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>取扱所</td> <td>971</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>663</td> </tr> <tr> <td>給油取扱所</td> <td>446</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>446</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>351</td> </tr> <tr> <td>第一種販売取扱所</td> <td>8</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>第二種販売取扱所</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>移送取扱所</td> <td>29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>一般取扱所</td> <td>484</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>479</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>297</td> </tr> </tbody> </table>		総数	単独						混在	立入検査 実施延回数	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	総数	2,959								1,760	製造所	24				20	1		3	9	貯蔵所	1,964								1,088	屋内貯蔵所	216	4	1	1	199	6		5	133	屋外タンク貯蔵所	444				442		2		222	屋内タンク貯蔵所	60				60				27	地下タンク貯蔵所	478				478				305	簡易タンク貯蔵所	11				11				7	移動タンク貯蔵所	715				715				366	屋外貯蔵所	40				40				28	取扱所	971								663	給油取扱所	446				446				351	第一種販売取扱所	8	1			7				4	第二種販売取扱所	4				4				1	移送取扱所	29				29				10	一般取扱所	484	3		1	479			1	297	時点修正	危険物保安課
	総数	単独						混在	立入検査 実施延回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総数	2,997								1,818																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
製造所	24				20	1		3	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
貯蔵所	1,979								1,164																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋内貯蔵所	216	4	1	1	197	6		7	149																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋外タンク貯蔵所	456				454		2		137																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋内タンク貯蔵所	62				62				28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
地下タンク貯蔵所	491				491				327																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
簡易タンク貯蔵所	10				10				6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
移動タンク貯蔵所	700				700				494																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋外貯蔵所	44				44				23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
取扱所	994								649																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
給油取扱所	457				457				344																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第一種販売取扱所	8	1			7				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第二種販売取扱所	4				4				5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
移送取扱所	29				29				8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般取扱所	496	3		1	491			1	287																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	総数	単独						混在	立入検査 実施延回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
総数	2,959								1,760																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
製造所	24				20	1		3	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
貯蔵所	1,964								1,088																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋内貯蔵所	216	4	1	1	199	6		5	133																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋外タンク貯蔵所	444				442		2		222																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋内タンク貯蔵所	60				60				27																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
地下タンク貯蔵所	478				478				305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
簡易タンク貯蔵所	11				11				7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
移動タンク貯蔵所	715				715				366																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
屋外貯蔵所	40				40				28																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
取扱所	971								663																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
給油取扱所	446				446				351																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第一種販売取扱所	8	1			7				4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第二種販売取扱所	4				4				1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
移送取扱所	29				29				10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
一般取扱所	484	3		1	479			1	297																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	160	下から7	25 江南区役所 泉町3-5-1	25 江南区役所 泉町3-4-5	住所訂正	防災課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
20	162		表2-1-13-1 備蓄品の備蓄場所、品目及び数量	表2-1-13-1 備蓄品の備蓄場所、品目及び数量 ※別紙36 参照	目標数量訂正	防災課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
21	163		表2-1-15-1 自動通報装置の貸与・給付、簡易非常通報機の設置  対象者 ・ひとり暮らしの重度身体障害者等	表2-1-15-1 自動通報装置の貸与・給付、簡易非常警報機の設置  対象者 ・一人暮らしの重度身体障がい者等	語句修正	防災課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
22	188	22	月潟1419	月潟1417	移転による	南区本部																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																				
23	199		<p>秋葉区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新津信愛病院</td> <td>秋葉区中村271</td> </tr> <tr> <td>さつき荘</td> <td>秋葉区中村259-1</td> </tr> <tr> <td>みのわ荘</td> <td>秋葉区中村230-1</td> </tr> <tr> <td>こぐら苑</td> <td>秋葉区小口443</td> </tr> </tbody> </table> <p>西蒲区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩室藤田医院</td> <td>西蒲区岩室温泉667-26</td> </tr> <tr> <td>岩室リハビリテーション病院</td> <td>西蒲区岩室温泉772-1</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター五ヶ浜</td> <td>西蒲区五ヶ浜2426</td> </tr> <tr> <td>オーシャンリハ五ヶ浜</td> <td>西蒲区五ヶ浜2427</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	新津信愛病院	秋葉区中村271	さつき荘	秋葉区中村259-1	みのわ荘	秋葉区中村230-1	こぐら苑	秋葉区小口443	名称	所在地	岩室藤田医院	西蒲区岩室温泉667-26	岩室リハビリテーション病院	西蒲区岩室温泉772-1	デイサービスセンター五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2426	オーシャンリハ五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2427	<p>秋葉区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新津信愛病院</td> <td>秋葉区中村271</td> </tr> <tr> <td>さつき荘</td> <td>秋葉区中村259-1</td> </tr> <tr> <td>こぐら苑</td> <td>秋葉区小口443</td> </tr> </tbody> </table> <p>西蒲区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩室リハビリテーション病院</td> <td>西蒲区岩室温泉772-1</td> </tr> <tr> <td>デイサービスセンター五ヶ浜</td> <td>西蒲区五ヶ浜2426</td> </tr> <tr> <td>オーシャンリハ五ヶ浜</td> <td>西蒲区五ヶ浜2427</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	新津信愛病院	秋葉区中村271	さつき荘	秋葉区中村259-1	こぐら苑	秋葉区小口443	名称	所在地	岩室リハビリテーション病院	西蒲区岩室温泉772-1	デイサービスセンター五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2426	オーシャンリハ五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2427	みのわ荘は閉鎖、岩室藤田病院は施設種別が対象外（無床）のため除外。	危機対策課
名称	所在地																																									
新津信愛病院	秋葉区中村271																																									
さつき荘	秋葉区中村259-1																																									
みのわ荘	秋葉区中村230-1																																									
こぐら苑	秋葉区小口443																																									
名称	所在地																																									
岩室藤田医院	西蒲区岩室温泉667-26																																									
岩室リハビリテーション病院	西蒲区岩室温泉772-1																																									
デイサービスセンター五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2426																																									
オーシャンリハ五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2427																																									
名称	所在地																																									
新津信愛病院	秋葉区中村271																																									
さつき荘	秋葉区中村259-1																																									
こぐら苑	秋葉区小口443																																									
名称	所在地																																									
岩室リハビリテーション病院	西蒲区岩室温泉772-1																																									
デイサービスセンター五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2426																																									
オーシャンリハ五ヶ浜	西蒲区五ヶ浜2427																																									
24	221		表2-2-4-1 避難場所等の所在地等 表2-3-4-1 避難場所等の所在地等	表2-2-4-1 避難場所等の所在地等 表2-3-4-1 避難場所等の所在地等 ※別紙36-1 参照	新規避難所追加、時点修正等	各区総務課																																				
25	239			表2-2-4-2 福祉避難所の所在地等	表題追加	防災課																																				
26	239	表中	福祉避難所 北区 (追加)	福祉避難所 北区 施設種別 特別養護老人ホーム 施設名 新潟北愛宕の園 所在地 前新田甲74番地1 Tel 025-384-6601	福祉避難所の追加	障がい福祉課																																				
27	239	表中	福祉避難所 東区 6 山王苑にいがた 海老ヶ・643番地 7 新潟東愛宕の園 中野山4丁目6番1号	福祉避難所 東区 6 山王苑にいがた 海老ヶ瀬643番地 7 新潟東愛宕の園 若葉町2丁目17番40号	語句修正	障がい福祉課																																				
28	240	表中	福祉避難所 江南区 (追加)	福祉避難所 江南区 施設種別 特別養護老人ホーム 施設名 なかかんの里 所在地 曙町4-1-29 Tel 025-384-0545	福祉避難所の追加	障がい福祉課																																				

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
29	240	表中	福祉避難所 南区 (追加)	福祉避難所 南区 施設種別 特別養護老人ホーム 施設名 白根そよ風の杜 所在地 能登535番地1 Tel 025-372-8000	福祉避難所の追加	障がい福祉課
30	241	表中	福祉避難所 西蒲区 (追加)	福祉避難所 西蒲区 施設種別 特別養護老人ホーム 施設名 ゆきわりの里 所在地 橋本1003-1 Tel 0256-82-1822	福祉避難所の追加	障がい福祉課
31	251	表中	中央区 施設名：明鏡高等学校 所在地：沼垂東6丁目11番1号 避難場所等：校舎3階以上 (追加)	中央区 施設名：明鏡高等学校 所在地：沼垂東6丁目11番1号 避難場所等：校舎3階以上、 <del>屋上</del> 夜間休日は協力者が開錠	・屋上は避難場所となっていなかったため ・夜間の警備員が不在になり、機械警備となったため	中央区総務課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
32	251	表中	中央区 <u>(追加)</u>	<p>中央区 施設名：新潟高等学校 所在地：関屋下川原町2丁目635番地 避難場所等：校舎3階以上 受入可能人数（人）：4,008</p> <p>施設名：新潟中央高等学校 所在地：学校町通2番町5317番地1 避難場所等：校舎3階以上、屋上 受入可能人数（人）：5,530</p> <p>施設名：新潟南高等学校 所在地：上所1丁目3番1号 避難場所等：校舎3階以上、屋上 受入可能人数（人）：3,101</p> <p>施設名：新潟商業高等学校 所在地：白山浦2丁目68番2号 避難場所等：校舎3階以上 受入可能人数（人）：2,984</p> <p>施設名：新潟県立新潟テクノスクール 所在地：鏡西1丁目11番2号 避難場所等：校舎3、4階（ホール、廊下等） 受入可能人数（人）：829</p>	各校と本市とで津波避難ビルの協定を締結したため	中央区総務課
33	251	表中	中央区 施設名：二葉コミュニティハウス 所在地：古町通13番町5148番地2 避難場所等：建物4階以上 夜間休日は協力者が開錠	中央区 施設名：二葉コミュニティハウス 所在地：古町通13番町5148番地2 避難場所等：建物4階 <u>(削除)</u> 夜間休日は協力者が開錠	施設が4階建てで、屋上が使用できないため	中央区総務課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																																									
34	253	表中	中央区 施設名：レジデンス若松 所在地：学校町(追加)3番町494番地12号  (追加)	中央区 施設名：レジデンス学校町 所在地：学校町通3番町494番地12号  施設名：はなことば新潟 所在地：湖南5番地2 避難場所等：建物3階廊下の一部 受入人数(人)：50	・ 語句修正 ・ 各施設と本市とで津波避難ビルの協定を締結したため	防災課 中央区総務課																																																									
35	259	1	表3-1-2-1	表3-1-3-1	本編に合わせて修正	防災課																																																									
36	261	1	表3-1-3-1	表3-1-4-1	本編に合わせて修正	防災課																																																									
37	262	表中	表3-1-3-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>建物又は敷地面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市体育館</td> <td>中央区一番堀通町3-1</td> <td>5,994</td> </tr> <tr> <td>濁川運動広場</td> <td>北区濁川3947-1</td> <td>34,266</td> </tr> <tr> <td>南浜運動広場</td> <td>北区島見町2-244</td> <td>21,526</td> </tr> <tr> <td>中地区運動広場</td> <td>東区下山1-93-1</td> <td>18,836</td> </tr> <tr> <td>津島屋運動広場</td> <td>東区津島屋6-5-1</td> <td>10,208</td> </tr> <tr> <td>新津東部運動広場</td> <td>秋葉区古田ノ内大野開</td> <td>29,529</td> </tr> <tr> <td>木崎野球場</td> <td>北区木崎491</td> <td>24,846</td> </tr> <tr> <td>白根総合公園多目的広場</td> <td>南区上下諏訪木1811</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	建物又は敷地面積(m <sup>2</sup> )	市体育館	中央区一番堀通町3-1	5,994	濁川運動広場	北区濁川3947-1	34,266	南浜運動広場	北区島見町2-244	21,526	中地区運動広場	東区下山1-93-1	18,836	津島屋運動広場	東区津島屋6-5-1	10,208	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開	29,529	木崎野球場	北区木崎491	24,846	白根総合公園多目的広場	南区上下諏訪木1811	25,000	表3-1-4-2 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>建物又は敷地面積(m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>濁川運動広場</td> <td>北区濁川3947-1</td> <td>34,266</td> </tr> <tr> <td>南浜運動広場</td> <td>北区島見町2-244</td> <td>21,526</td> </tr> <tr> <td>新潟競馬場</td> <td>北区笹山3490</td> <td>212,000</td> </tr> <tr> <td>木崎野球場</td> <td>北区木崎491</td> <td>24,846</td> </tr> <tr> <td>中地区運動広場</td> <td>東区下山1-93-1</td> <td>18,836</td> </tr> <tr> <td>津島屋運動広場</td> <td>東区津島屋6-5-1</td> <td>10,208</td> </tr> <tr> <td>市体育館</td> <td>中央区一番堀通町3-1</td> <td>5,994</td> </tr> <tr> <td>新津東部運動広場</td> <td>秋葉区古田ノ内大野開</td> <td>29,529</td> </tr> <tr> <td>白根総合公園多目的広場</td> <td>南区上下諏訪木1811</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	建物又は敷地面積(m <sup>2</sup> )	濁川運動広場	北区濁川3947-1	34,266	南浜運動広場	北区島見町2-244	21,526	新潟競馬場	北区笹山3490	212,000	木崎野球場	北区木崎491	24,846	中地区運動広場	東区下山1-93-1	18,836	津島屋運動広場	東区津島屋6-5-1	10,208	市体育館	中央区一番堀通町3-1	5,994	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開	29,529	白根総合公園多目的広場	南区上下諏訪木1811	25,000	・ 本編に合わせて修正 ・ 新潟競馬場を追加順を区ごとに並べ替え	防災課 危機対策課
名称	所在地	建物又は敷地面積(m <sup>2</sup> )																																																													
市体育館	中央区一番堀通町3-1	5,994																																																													
濁川運動広場	北区濁川3947-1	34,266																																																													
南浜運動広場	北区島見町2-244	21,526																																																													
中地区運動広場	東区下山1-93-1	18,836																																																													
津島屋運動広場	東区津島屋6-5-1	10,208																																																													
新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開	29,529																																																													
木崎野球場	北区木崎491	24,846																																																													
白根総合公園多目的広場	南区上下諏訪木1811	25,000																																																													
名称	所在地	建物又は敷地面積(m <sup>2</sup> )																																																													
濁川運動広場	北区濁川3947-1	34,266																																																													
南浜運動広場	北区島見町2-244	21,526																																																													
新潟競馬場	北区笹山3490	212,000																																																													
木崎野球場	北区木崎491	24,846																																																													
中地区運動広場	東区下山1-93-1	18,836																																																													
津島屋運動広場	東区津島屋6-5-1	10,208																																																													
市体育館	中央区一番堀通町3-1	5,994																																																													
新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開	29,529																																																													
白根総合公園多目的広場	南区上下諏訪木1811	25,000																																																													
38	263	1,2	表3-1-3-3 ヘリコプター離着陸可能場所 表3-1-4-6 ヘリコプター離着陸可能場所	表3-1-4-3 ヘリポート適地一覧 表3-1-5-6 ヘリポート適地一覧 ※別紙37 参照	本編に合わせて表番号修正 表題および表中事項を県地域防災計画に合わせる	防災課																																																									
39	264	1	表3-1-3-4	表3-1-4-4	本編に合わせて修正	防災課																																																									
40	266		表3-1-4-1_緊急消防援助隊応援要請連絡票	表3-1-5-1_緊急消防援助隊応援要請連絡票 ※別紙38 参照	本編に合わせて修正 県受援計画改正にあわせ修正	防災課 警防課																																																									
41	268		表3-1-4-2 (追加) 応援要請時の主な連絡先	表3-1-5-2 緊急消防援助隊応援要請時の主な連絡先 ※別紙39 参照	・ 本編に合わせて修正 ・ 時点修正	防災課 警防課																																																									

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
42	271		表3-1-4-3 (追加) 無線運用体制及び無線運用系統	表3-1-5-3 緊急消防援助隊無線運用体制及び無線運用系統 ※別紙40 参照	・本編に合わせて修正 ・無線デジタル化により修正 ・語句修正	防災課 警防課 危機対策課
43	273		表3-1-4-4 (追加) 航空部隊及び地上部隊の進出ルート	表3-1-5-4 緊急消防援助隊航空部隊及び陸上部隊の進出ルート	・本編に合わせて修正 ・県受援計画改正にあわせ修正 ・語句修正	防災課 警防課 危機対策課
44	274		表3-1-4-5 (追加) 各進出拠点担当署 【陸上部隊】 受入方面：山形方面 (追加)  受入方面：福島方面 (追加)	表3-1-5-5 緊急消防援助隊各進出拠点担当署 【陸上部隊】 受入方面：山形方面 進出拠点：新潟市消防局 所在地：新潟市中央区鐘木257-1 管轄署：中央消防署  福島方面 進出拠点：新潟市消防局 所在地：新潟市中央区鐘木257-1 管轄署：中央消防署	・本編に合わせて修正 ・県受援計画改正にあわせ修正 ・語句修正	防災課 警防課 危機対策課
45	275		表3-1-4-7 (追加) 航空部隊及び地上部隊の燃料補給場所	表3-1-5-7 緊急消防援助隊航空部隊及び陸上部隊の燃料補給場所 ※別紙40-1 参照	・本編に合わせて修正 ・県受援計画改正にあわせ修正 ・語句修正	防災課 警防課 危機対策課
46	276	1	表3-1-4-8	表3-1-5-8	本編に合わせて修正	防災課
47	277	1	表3-1-4-9	表3-1-5-9	本編に合わせて修正	防災課
48	278		表3-1-4-10 地上部隊の野営可能場所	表3-1-5-10 緊急消防援助隊陸上部隊の野営可能場所 ※別紙41 参照	・本編に合わせて表番号修正 ・県受援計画改正にあわせ修正 ・新潟競馬場を追加 ・実態に則して文章を追加	防災課 警防課 危機対策課
49	279	1	表3-1-4-11	表3-1-5-11	本編に合わせて修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
50	280	1	表3-1-5-1 施設名：東総合スポーツセンター 住所：東区はなみずき3-4-1  施設名：新潟市体育館 住所：一番堀通町3-1	表3-1-24-1 施設名：東総合スポーツセンター 住所： <u>(削除)</u> はなみずき3-4-1  施設名：新潟市体育館 住所：一番堀通町3-1	・本編に合わせて修正 ・語句修正	防災課
51	281	1	表3-1-5-2	表3-1-24-2	本編に合わせて修正	防災課
52	285	1	表3-2-1-1 表3-3-1-4	表3-1-2-4 <u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	防災課
53	286		表3-2-1-2 消防庁への火災・災害即報基準 表3-3-1-5 消防庁への火災・災害速報基準	表3-1-2-5 消防庁への火災・災害即報基準 (削除) ※別紙42 参照	・一部改正を反映 ・本編に合わせて表番号修正	警防課
54	289		表3-2-1-3 消防庁への直接即報基準 表3-3-1-6 消防庁への直接即報基準	表3-1-2-6 消防庁への直接即報基準 (削除) ※別紙43 参照	・一部改正があったもの ・本編に合わせて表番号修正	警防課 防災課
55	291	1	表3-2-4-1 表3-3-4-1	表3-1-9-1 <u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	防災課
56	292	1	図3-2-6-1 図3-3-6-1	図3-1-15-1 <u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	防災課
57	295		図3-2-8-1 指定緊急輸送道路の路線図 図3-3-8-1 指定緊急輸送道路の路線図	図3-1-17-1 指定緊急輸送道路の路線図 (削除) ※別紙43-2 参照	・路線図の修正 ・本編に合わせて修正	防災課
58	296	1	表3-2-8-1 表3-3-8-1	表3-1-17-1 <u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	防災課
59	296	表	輸送車両借り上げ等の要請先一覧	(削除)	TEL、FAXを「災害時応援協定一覧」に付け加えて統合	防災課
60	297	1	表3-2-8-2 表3-3-8-2	表3-1-17-2 <u>(削除)</u>	本編に合わせて修正	防災課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
61	298	1	表3-2-8-3 表3-3-8-3	表3-1-17-3 (削除) ※別紙44 参照	・本編に合わせて表番号修正 ・本編第3部第1章第6節「輸送計画」等と整合性を図るため修正。 ・新規指定及び指定解除や使用スペースや開設にあたっての注意点を追記	防災課
62	299	1	図3-2-8-3 図3-3-8-3	図3-1-17-3 (削除) ※別紙45 参照	・本編に合わせて修正 ・本編第3部第1章第6節「輸送計画」等と整合性を図るため修正。	防災課 市民協働課
63	300	表	食料調達業者	(削除)	TEL、FAXを「災害時応援協定一覧」に付け加えて統	防災課
64	301	1	表3-2-9-2 表3-3-9-2	表3-1-18-2 (削除)	本編に合わせて修正	防災課
65	305	1	図3-2-11-1 図3-3-11-1	図3-1-19-1 (削除) ※別紙46 参照	・本編に合わせて表番号修正 ・当該図に廃止浄水場（西川浄水場、中之口・潟東浄水）が図示されていたため、図の差替え	防災課 水道局 経営管理課
66	306	表中の8	表3-2-11-1 表3-3-11-1 施設名：秋葉配水場 所在地：秋葉区新津秋葉3丁目7201番地 配水地容量（m <sup>3</sup> ）：8,000  施設名：長峰配水場 所在地：秋葉区新津秋葉3丁目7221番地4 配水地容量（m <sup>3</sup> ）：6,400	表3-1-19-1 (削除) 施設名：秋葉配水場 所在地：秋葉区(削除)秋葉3丁目7201番地 配水池容量（m <sup>3</sup> ）：8,000  施設名：長峰配水場 所在地：秋葉区(削除)秋葉3丁目7221番地4 配水池容量（m <sup>3</sup> ）：6,400	・本編に合わせて表番号修正 ・誤字訂正 ・所在地が誤っていたため	防災課 水道局 経営管理課
67	307		表3-2-11-2 表3-3-11-2 施設名：大山台ホーム駐車場 所在地：東区大江2-13-1 配水地容量（m <sup>3</sup> ）：100  施設名：旧万代(追加)小学校グラウンド 所在地：中央区東万代町9-2 配水地容量（m <sup>3</sup> ）：100	表3-1-19-2 (削除) 施設名：大山台ホーム駐車場 所在地：東区大山2-13-1 配水池容量（m <sup>3</sup> ）：100  施設名：旧万代長嶺小学校グラウンド 所在地：中央区東万代町9-2 配水池容量（m <sup>3</sup> ）：100	・本編に合わせて表番号修正 ・誤字訂正 ・所在地が誤っていたため	防災課 水道局 経営管理課

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																																																																																				
68	308		<p>表3-2-18-1 市及び委託業者の(追加)収集・運搬車 表3-3-18-1 市及び委託業者の収集・運搬車</p>	<p>表3-1-21-1 市及び委託業者のごみ収集・運搬車 (削除)</p>	<p>・本編に合わせて表番号修正 ・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除 ・表題明確化のため語句追</p>	<p>防災課 廃棄物施設課</p>																																																																																																				
69	308		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>清掃事務所</th> <th>新田清掃センター</th> <th>白根環境事業所 管理事務所</th> <th>赤塚処分地 管理事務所</th> <th>亀田清掃センター</th> <th>巻清掃センター</th> <th>福井埋立処分地</th> <th>巻処理センター</th> <th>舞平清掃センター</th> <th>委託業者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプ(台)</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>69</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>パッカー(台)</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>246</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>計(台)</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>315</td> <td>343</td> </tr> </tbody> </table>	種類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所 管理事務所	赤塚処分地 管理事務所	亀田清掃センター	巻清掃センター	福井埋立処分地	巻処理センター	舞平清掃センター	委託業者	計	ダンプ(台)	3	1	1	1	3	1	2	1	1	69	83	パッカー(台)	13	0	1	0	0	0	0	0	0	246	260	計(台)	16	1	2	1	3	1	2	1	1	315	343	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>清掃事務所</th> <th>新田清掃センター</th> <th>白根環境事業所 管理事務所</th> <th>赤塚処分地 管理事務所</th> <th>亀田清掃センター</th> <th>太夫浜処分地 管理事務所</th> <th>巻清掃センター</th> <th>福井埋立処分地</th> <th>巻処理センター</th> <th>舞平清掃センター</th> <th>委託業者</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダンプ(台)</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>71</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>パッカー(台)</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>256</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>計(台)</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>327</td> <td>356</td> </tr> </tbody> </table>	種類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所 管理事務所	赤塚処分地 管理事務所	亀田清掃センター	太夫浜処分地 管理事務所	巻清掃センター	福井埋立処分地	巻処理センター	舞平清掃センター	委託業者	計	ダンプ(台)	3	1	1	2	2	1	1	2	1	1	71	86	パッカー(台)	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	256	270	計(台)	16	1	2	2	2	1	1	2	1	1	327	356	<p>時点修正</p>	<p>廃棄物施設課</p>
種類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所 管理事務所	赤塚処分地 管理事務所	亀田清掃センター	巻清掃センター	福井埋立処分地	巻処理センター	舞平清掃センター	委託業者	計																																																																																															
ダンプ(台)	3	1	1	1	3	1	2	1	1	69	83																																																																																															
パッカー(台)	13	0	1	0	0	0	0	0	0	246	260																																																																																															
計(台)	16	1	2	1	3	1	2	1	1	315	343																																																																																															
種類	清掃事務所	新田清掃センター	白根環境事業所 管理事務所	赤塚処分地 管理事務所	亀田清掃センター	太夫浜処分地 管理事務所	巻清掃センター	福井埋立処分地	巻処理センター	舞平清掃センター	委託業者	計																																																																																														
ダンプ(台)	3	1	1	2	2	1	1	2	1	1	71	86																																																																																														
パッカー(台)	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	256	270																																																																																														
計(台)	16	1	2	2	2	1	1	2	1	1	327	356																																																																																														
70	309		<p>表3-2-18-2 ごみ処理施設 表3-3-18-2 ごみ処理施設</p>	<p>表3-1-21-2 ごみ処理施設 (削除)</p>	<p>・本編に合わせて表番号修正 ・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除</p>	<p>防災課 廃棄物施設課</p>																																																																																																				
71	309		<p>列側「処理能力」 「江楓園」の行：18,246 " " 「太夫浜」 "：27,099 " " 「福井」 "：30,092 " " 「第4赤塚」 "：462,096</p>	<p>列側「処理能力」 「江楓園」の行：16,309 " " 「太夫浜」 "：73,091 " " 「福井」 "：31,414 " " 「第4赤塚」 "：453,783</p>	<p>時点修正</p>	<p>廃棄物施設課</p>																																																																																																				
72	309		<p>表下段 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」H26.3末</p>	<p>表下段 ※埋立処分地の処理能力は「残埋立容量」H28.3末</p>	<p>時点修正</p>	<p>廃棄物施設課</p>																																																																																																				

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																												
73	310		<p>表3-2-18-3 新潟市周辺市町村等の(追加)施設            表3-3-18-3 新潟市周辺市町村等の施設</p>	<p>表3-1-21-3 新潟市周辺市町村等のごみ処理施設            (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編に合わせて表番号修正</li> <li>・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除</li> <li>・表題明確化のため語句追加</li> </ul>	<p>防災課            廃棄物施設課</p>																												
74	311		<p>表3-2-18-4 市委託業者のバキューム車            表3-3-18-4 市委託業者のバキューム車</p>	<p>表3-1-21-4 市委託業者のバキューム車            (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編に合わせて表番号修正</li> <li>・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除</li> <li>・表題明確化のため語句追加</li> </ul>	<p>防災課            廃棄物施設課</p>																												
75	311		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="4">積 載 量</th> </tr> <tr> <th>小 型</th> <th>中 型</th> <th>大 型</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td>46</td> <td>34</td> <td>1</td> <td>81</td> </tr> </tbody> </table> <p>小型：≧3,000リットル            中型：3,000リットル&lt;7,000リットル            大型：≦7,000リットル</p>	種 類	積 載 量				小 型	中 型	大 型	計	台 数	46	34	1	81	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th colspan="4">積 載 量</th> </tr> <tr> <th>小 型</th> <th>中 型</th> <th>大 型</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>台 数</td> <td>45</td> <td>33</td> <td>1</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>小型：≧3,000リットル            中型：3,000リットル&lt;7,000リットル            大型：≦7,000リットル</p>	種 類	積 載 量				小 型	中 型	大 型	計	台 数	45	33	1	79	<p>時点修正</p>	<p>廃棄物対策課</p>
種 類	積 載 量																																	
	小 型	中 型	大 型	計																														
台 数	46	34	1	81																														
種 類	積 載 量																																	
	小 型	中 型	大 型	計																														
台 数	45	33	1	79																														
76	312		<p>表3-2-18-5 し尿(追加)処理施設            表3-3-18-5 し尿処理施設</p>	<p>表3-1-21-5 し尿・下水道処理施設            (削除)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本編に合わせて修正</li> <li>・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除</li> </ul>	<p>防災課            廃棄物施設課</p>																												

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署																																																																																																												
77	312		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新井郷川浄化センター</td> <td>北区名目所1-167</td> <td>025-258-1580</td> <td>24,600m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>東処理センター</td> <td>東区下木戸3-4-1</td> <td>025-274-7691</td> <td>56,25k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新潟浄化センター</td> <td>東区下山3-680</td> <td>025-271-1151</td> <td>86,400m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>中部下水処理場</td> <td>中央区太右衛門新田1422-3</td> <td>025-383-2886</td> <td>190,000m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>船見下水処理場</td> <td>中央区船見町1-3850-2</td> <td>025-223-0794</td> <td>49,300m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>舞平清掃センター</td> <td>江南区平賀161-1</td> <td>025-280-3131</td> <td>149.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>白根中央浄化センター</td> <td>南区根岸2124</td> <td>025-372-3400</td> <td>8,765m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新津浄化センター (し尿受入施設)</td> <td>秋葉区古田の内大野開2</td> <td>0250-22-0917</td> <td>54.6k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新津浄化センター</td> <td>秋葉区古田の内大野開2</td> <td>0250-24-8132</td> <td>30,000m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>西川浄化センター</td> <td>西区笠木339</td> <td>025-263-7901</td> <td>12,000m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>巻処理センター</td> <td>西蒲区福井79</td> <td>0256-72-2835</td> <td>73.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>阿賀北広域組合清掃センター</td> <td>阿賀野市船居496-1</td> <td>025-387-3798</td> <td>99.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話	処理能力	新井郷川浄化センター	北区名目所1-167	025-258-1580	24,600m <sup>3</sup> /日	東処理センター	東区下木戸3-4-1	025-274-7691	56,25k <sup>3</sup> /日	新潟浄化センター	東区下山3-680	025-271-1151	86,400m <sup>3</sup> /日	中部下水処理場	中央区太右衛門新田1422-3	025-383-2886	190,000m <sup>3</sup> /日	船見下水処理場	中央区船見町1-3850-2	025-223-0794	49,300m <sup>3</sup> /日	舞平清掃センター	江南区平賀161-1	025-280-3131	149.0k <sup>3</sup> /日	白根中央浄化センター	南区根岸2124	025-372-3400	8,765m <sup>3</sup> /日	新津浄化センター (し尿受入施設)	秋葉区古田の内大野開2	0250-22-0917	54.6k <sup>3</sup> /日	新津浄化センター	秋葉区古田の内大野開2	0250-24-8132	30,000m <sup>3</sup> /日	西川浄化センター	西区笠木339	025-263-7901	12,000m <sup>3</sup> /日	巻処理センター	西蒲区福井79	0256-72-2835	73.0k <sup>3</sup> /日	阿賀北広域組合清掃センター	阿賀野市船居496-1	025-387-3798	99.0k <sup>3</sup> /日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞平清掃センター</td> <td>江南区平賀 161-1</td> <td>025-280-3131</td> <td>149.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>東処理センター</td> <td>東区下木戸 3-4-1</td> <td>025-274-7691</td> <td>44.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>巻処理センター</td> <td>西蒲区福井 79</td> <td>0256-72-2835</td> <td>73.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新津浄化センター (し尿受入施設)</td> <td>秋葉区古田の内大野開 2</td> <td>0250-22-0917</td> <td>54.6k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>阿賀北広域組合 清掃センター</td> <td>阿賀野市船居 496-1</td> <td>025-387-3798</td> <td>99.0k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新井郷川浄化センター</td> <td>北区名目所 1-167</td> <td>025-258-1580</td> <td>87,600 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>島見浄化センター</td> <td>北区島見町字川跡 5174-6</td> <td>※下記連絡先</td> <td>1,000 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新潟浄化センター</td> <td>東区下山 3-680</td> <td>025-271-1151</td> <td>100,300 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>船見下水処理場</td> <td>中央区船見町 1-3850-2</td> <td>025-225-3413</td> <td>29,400 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>中部下水処理場</td> <td>中央区太右衛門新田 1422-3</td> <td>025-281-9201</td> <td>160,000 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新津浄化センター</td> <td>秋葉区古田の内大野開 2</td> <td>0250-24-8132</td> <td>49,900 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>白根中央浄化センター</td> <td>南区根岸 2124</td> <td>025-373-6021</td> <td>8,750 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>西川浄化センター</td> <td>西区笠木 339</td> <td>025-263-7901</td> <td>66,000 m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 島見浄化センター連絡先：下水道管理センター施設管理課処理場係 025-281-9201</p>	施設名	所在地	電話	処理能力	舞平清掃センター	江南区平賀 161-1	025-280-3131	149.0k <sup>3</sup> /日	東処理センター	東区下木戸 3-4-1	025-274-7691	44.0k <sup>3</sup> /日	巻処理センター	西蒲区福井 79	0256-72-2835	73.0k <sup>3</sup> /日	新津浄化センター (し尿受入施設)	秋葉区古田の内大野開 2	0250-22-0917	54.6k <sup>3</sup> /日	阿賀北広域組合 清掃センター	阿賀野市船居 496-1	025-387-3798	99.0k <sup>3</sup> /日	新井郷川浄化センター	北区名目所 1-167	025-258-1580	87,600 m <sup>3</sup> /日	島見浄化センター	北区島見町字川跡 5174-6	※下記連絡先	1,000 m <sup>3</sup> /日	新潟浄化センター	東区下山 3-680	025-271-1151	100,300 m <sup>3</sup> /日	船見下水処理場	中央区船見町 1-3850-2	025-225-3413	29,400 m <sup>3</sup> /日	中部下水処理場	中央区太右衛門新田 1422-3	025-281-9201	160,000 m <sup>3</sup> /日	新津浄化センター	秋葉区古田の内大野開 2	0250-24-8132	49,900 m <sup>3</sup> /日	白根中央浄化センター	南区根岸 2124	025-373-6021	8,750 m <sup>3</sup> /日	西川浄化センター	西区笠木 339	025-263-7901	66,000 m <sup>3</sup> /日	<p>下水道処理施設の処理能力を時点修正 し尿処理施設と下水道処理施設の分割</p>	<p>廃棄物施設課</p>
施設名	所在地	電話	処理能力																																																																																																															
新井郷川浄化センター	北区名目所1-167	025-258-1580	24,600m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
東処理センター	東区下木戸3-4-1	025-274-7691	56,25k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新潟浄化センター	東区下山3-680	025-271-1151	86,400m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
中部下水処理場	中央区太右衛門新田1422-3	025-383-2886	190,000m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
船見下水処理場	中央区船見町1-3850-2	025-223-0794	49,300m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
舞平清掃センター	江南区平賀161-1	025-280-3131	149.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
白根中央浄化センター	南区根岸2124	025-372-3400	8,765m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新津浄化センター (し尿受入施設)	秋葉区古田の内大野開2	0250-22-0917	54.6k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新津浄化センター	秋葉区古田の内大野開2	0250-24-8132	30,000m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
西川浄化センター	西区笠木339	025-263-7901	12,000m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
巻処理センター	西蒲区福井79	0256-72-2835	73.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
阿賀北広域組合清掃センター	阿賀野市船居496-1	025-387-3798	99.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
施設名	所在地	電話	処理能力																																																																																																															
舞平清掃センター	江南区平賀 161-1	025-280-3131	149.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
東処理センター	東区下木戸 3-4-1	025-274-7691	44.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
巻処理センター	西蒲区福井 79	0256-72-2835	73.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新津浄化センター (し尿受入施設)	秋葉区古田の内大野開 2	0250-22-0917	54.6k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
阿賀北広域組合 清掃センター	阿賀野市船居 496-1	025-387-3798	99.0k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新井郷川浄化センター	北区名目所 1-167	025-258-1580	87,600 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
島見浄化センター	北区島見町字川跡 5174-6	※下記連絡先	1,000 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新潟浄化センター	東区下山 3-680	025-271-1151	100,300 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
船見下水処理場	中央区船見町 1-3850-2	025-225-3413	29,400 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
中部下水処理場	中央区太右衛門新田 1422-3	025-281-9201	160,000 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新津浄化センター	秋葉区古田の内大野開 2	0250-24-8132	49,900 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
白根中央浄化センター	南区根岸 2124	025-373-6021	8,750 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
西川浄化センター	西区笠木 339	025-263-7901	66,000 m <sup>3</sup> /日																																																																																																															
78	313		<p>表3-2-18-6 新潟市周辺市町村等の(追加)施設 表3-3-18-6 新潟市周辺市町村等の施設</p>	<p>表3-1-21-6 新潟市周辺市町村等のし尿処理施設(削除)</p>	<p>・本編に合わせて修正 ・これまで震災応急対策と風水害応急対策に掲載されていた廃棄物処理応急計画が共通応急対策に掲載されたため資料表題を削除</p>	<p>防災課 廃棄物施設課</p>																																																																																																												
79	313		<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名または施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下越清掃センター組合</td> <td>胎内市富岡7-153</td> <td>0254-46-2064</td> <td>81k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新発田地域広域事務組合</td> <td>新発田市中央町5-4-7</td> <td>0254-26-1501</td> <td>177k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>五泉地域衛生施設組合</td> <td>五泉市大字論瀬8864</td> <td>0250-43-3852</td> <td>91k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>加茂市・田上町消防衛生組合</td> <td>加茂市幸町2-3-5</td> <td>0256-52-1024</td> <td>60k<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名または施設名	所在地	電話	処理能力	下越清掃センター組合	胎内市富岡7-153	0254-46-2064	81k <sup>3</sup> /日	新発田地域広域事務組合	新発田市中央町5-4-7	0254-26-1501	177k <sup>3</sup> /日	五泉地域衛生施設組合	五泉市大字論瀬8864	0250-43-3852	91k <sup>3</sup> /日	加茂市・田上町消防衛生組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024	60k <sup>3</sup> /日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名または施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> <th>処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三条市</td> <td>三条市旭町2-3-1</td> <td>0256-34-5511</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・三条市汚泥再生処理センター</td> <td>・三条市塚野目2259-1</td> <td>0256-36-8700</td> <td>136k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>新発田市</td> <td>新発田市中央町3-3-3</td> <td>0254-22-3030</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・新発田クリーンアップいなか</td> <td>・新発田市中曾根字中坪1612-3</td> <td>0254-28-7372</td> <td>98k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>燕市</td> <td>燕市吉田西太田1934</td> <td>0256-92-1111</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・燕市衛生センター</td> <td>・燕市吉田法花堂4789</td> <td>0256-93-2695</td> <td>76k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>加茂市・田上町消防衛生保育組合</td> <td>加茂市幸町2-3-5</td> <td>0256-52-1024</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・衛生センター</td> <td>・加茂市加茂新田5046-2</td> <td>0256-52-1979</td> <td>60k<sup>3</sup>/日</td> </tr> <tr> <td>五泉地域衛生施設組合</td> <td>五泉市論瀬8864</td> <td>0250-43-3852</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・し尿処理場</td> <td>・五泉市論瀬8902-2</td> <td>0250-43-3852</td> <td>91k<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>	団体名または施設名	所在地	電話	処理能力	三条市	三条市旭町2-3-1	0256-34-5511		・三条市汚泥再生処理センター	・三条市塚野目2259-1	0256-36-8700	136k <sup>3</sup> /日	新発田市	新発田市中央町3-3-3	0254-22-3030		・新発田クリーンアップいなか	・新発田市中曾根字中坪1612-3	0254-28-7372	98k <sup>3</sup> /日	燕市	燕市吉田西太田1934	0256-92-1111		・燕市衛生センター	・燕市吉田法花堂4789	0256-93-2695	76k <sup>3</sup> /日	加茂市・田上町消防衛生保育組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024		・衛生センター	・加茂市加茂新田5046-2	0256-52-1979	60k <sup>3</sup> /日	五泉地域衛生施設組合	五泉市論瀬8864	0250-43-3852		・し尿処理場	・五泉市論瀬8902-2	0250-43-3852	91k <sup>3</sup> /日	<p>時点修正</p>	<p>廃棄物施設課</p>																																												
団体名または施設名	所在地	電話	処理能力																																																																																																															
下越清掃センター組合	胎内市富岡7-153	0254-46-2064	81k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新発田地域広域事務組合	新発田市中央町5-4-7	0254-26-1501	177k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
五泉地域衛生施設組合	五泉市大字論瀬8864	0250-43-3852	91k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
加茂市・田上町消防衛生組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024	60k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
団体名または施設名	所在地	電話	処理能力																																																																																																															
三条市	三条市旭町2-3-1	0256-34-5511																																																																																																																
・三条市汚泥再生処理センター	・三条市塚野目2259-1	0256-36-8700	136k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
新発田市	新発田市中央町3-3-3	0254-22-3030																																																																																																																
・新発田クリーンアップいなか	・新発田市中曾根字中坪1612-3	0254-28-7372	98k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
燕市	燕市吉田西太田1934	0256-92-1111																																																																																																																
・燕市衛生センター	・燕市吉田法花堂4789	0256-93-2695	76k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
加茂市・田上町消防衛生保育組合	加茂市幸町2-3-5	0256-52-1024																																																																																																																
・衛生センター	・加茂市加茂新田5046-2	0256-52-1979	60k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
五泉地域衛生施設組合	五泉市論瀬8864	0250-43-3852																																																																																																																
・し尿処理場	・五泉市論瀬8902-2	0250-43-3852	91k <sup>3</sup> /日																																																																																																															
80	314	1	<p>図3-2-28-1 図3-3-25-1</p>	<p>図3-1-29-1 (削除)</p>	<p>本編に合わせて修正</p>	<p>防災課</p>																																																																																																												

# 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
81	315	1	<u>図3-2-32-1</u> <u>図3-3-30-1</u>	<u>図3-1-30-1</u> (削除)	本編に合わせて修正	防災課
82	319	1	表3-3-1-1	表3-1-2-1	本編に合わせて修正	防災課
83	319		表3-3-1-1	本編287～291ページの 【一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報】等の 各表を追加 ※別紙47 参照	節の構成を整えるため	防災課
84	320	17	口的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報	誤植	気象台 防災担当
85	320	33	市町村町が避難勧告を公表する際の…市町村ごとに発表 する。	市町村長が避難勧告を発令する際の…市町村ごとに発令 する。	・ 誤字訂正 ・ 避難勧告等に関するガイ ドライン、他政令市の状況 を考慮し、発令と修正	防災課
86	322	1	表3-3-1-2	表3-1-2-2	本編に合わせて修正	防災課
87	323	1	表3-3-1-3	表3-1-2-3	本編に合わせて修正	防災課
88	324	1	表3-3-31-1	表3-3-2-1	本編に合わせて修正	防災課
89	337 ～ 340		<u>(7) タグボート</u> <u>(8) グラブ船、ガット船等</u> <u>(9) タンクローリー車</u> <u>(10) 強力吸引車、バキュームカー</u> <u>(11) その他</u>	(削除) <u>(7) グラブ船、ガット船等</u> <u>(8) タンクローリー車</u> <u>(9) 強力吸引車、バキュームカー</u> <u>(10) その他</u>	重複部を削除	防災課
90	342		表6-1-2-1_関係機関の連絡窓口（海上事故） 名称：中央消防署 電話番号 平日昼間：025-223-7334 平日夜間・休日：025-223-7334	表6-1-2-1_関係機関の連絡窓口（海上事故） 名称：中央消防署 電話番号 平日昼間：025-288-3119 平日夜間・休日：025-288-3119	時点修正	警防課
91	343		表6-1-3-1_関係機関の連絡窓口（航空事故） 名称：中央消防署 電話番号 平日昼間：025-223-7334 平日夜間・休日：025-223-7334	表6-1-3-1_関係機関の連絡窓口（航空事故） 電話番号 平日昼間：025-288-3119 平日夜間・休日：025-288-3119	時点修正	警防課

## 新潟市地域防災計画新旧対照表

No.	ページ	行	旧	新	修正理由	機関・部署
92	344		表6-1-4-1_関係機関の連絡窓口（鉄道事故） 名称：中央消防署 電話番号 平日昼間：025-223-7334 平日夜間・休日：025-223-7334	表6-1-4-1_関係機関の連絡窓口（鉄道事故） 電話番号 平日昼間：025-288-3119 平日夜間・休日：025-288-3119	時点修正	警防課
93	346		表6-1-5-1_関係機関の連絡窓口（道路事故） 名称：中央消防署 電話番号 平日昼間：025-223-7334 平日夜間・休日：025-223-7334	表6-1-5-1_関係機関の連絡窓口（道路事故） 電話番号 平日昼間：025-288-3119 平日夜間・休日：025-288-3119	時点修正	防災課
94	348		東北電力新津営業所 お客様センター 平日昼間 0250-22-4257 平日夜間・休日 0250-22-4257  東北電力新発田営業所 お客様センター 平日昼間 0254-22-9162 平日夜間・休日 0254-22-9162	東北電力新津営業所 総務課 平日昼間 0250-25-3144 平日夜間・休日 0250-25-3144  東北電力新発田営業所 サービス課 平日昼間 0254-22-9168 平日夜間・休日 0254-22-9168	時点修正	東北電力 総務課